

投資信託規定集

三菱東京UFJ銀行

目次

○投資信託総合取引規定	P1
○外国証券取引口座規定	P16
○投資信託継続購入プラン規定	P23
○投資信託受益権振替決済口座管理規定	P27
○特定口座規定	P33
○特定口座に係る上場株式 配当等受領委任に関する規定	P37
○非課税上場株式等管理に関する規定	P40
○未成年者口座および 課税未成年者口座開設に関する規定	P46
○投資信託累積投資規定	P59
○モルガン・スタンレー・マネーマーケット・ ファミリー米ドル・ファンド 累積投資規定	P64
○中期国債ファンド累積投資規定	P67
○りそなMMF(マネー・マネージメント・ファンド) 累積投資規定	P70
○S-MMF(スーパー・マネー・マネージメント・ ファンド)累積投資規定	P73
○国際のMMF(マネー・マネージメント・ファンド) 累積投資規定	P77

投資信託総合取引規定

第1章 総則

1. 規定の趣旨

この規定は、投資信託に関する取引について、投資信託の受益者（以下「投資家」といいます。）と株式会社三菱東京UFJ銀行（以下「当行」といいます。）との間の権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。

- (1)投資信託にかかる設定および解約の注文の仲介、買取、償還、受益証券の保護預り、累積投資ならびにこれらに付随する取引（以下これらをあわせて「この取引」といいます。）について、この規定の定めるところにより取り扱います。
- (2)各投資信託の投資信託約款、外国証券取引口座規定、投資信託継続購入プラン規定、投資信託受益権振替決済口座管理規定、特定口座規定、投資信託特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する規定、非課税上場株式等管理に関する規定、未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する規定、投資信託累積投資規定、三菱東京UFJダイレクト利用規定および各預金規定に別途定めがあるときは、当該約款・規定の定めるところにより取り扱います。

2. 反社会的勢力との取引拒絶

この投資信託口座は、後記10(3)①AからFおよび②AからFのいずれにも該当しない場合に利用することができ、後記10(3)①AからFのいずれか、または②AからFのいずれかひとつでも過去に行ったことがある場合には、当行はこの投資信託口座の開設をお断りするものとします。

3. 自己責任の原則

この取引を行うときは、投資信託にかかる投資信託説明書（目論見書）、投資信託約款、およびこの規定の内容を充分に把握し、投資家自らの判断と責任において行ってください。

4. 取引の要件

- (1)この取引は、投資家が当行に対し後記5に定める方法により申し込みを行い、当行がこれを承諾することにより開始します。
- (2)この取引は、日本国内に住所または居所を有する投資家が、次のすべての要件を満たす場合にかぎり、行うことができるものとします。
 - A この取引にかかる投資信託受益証券（以下「受益証券」といいます。）を寄託するため、投信口座が開設されていること。
 - B この取引にかかる金銭の決済を行うための預金口

座（以下「指定預金口座」といいます。）が投信口座と同一支店内に開設されていること。

- (3)すでにこの取引を開始している投資家が、日本国内の住所および居所を失った場合には、投資信託に関するお取引は行えないものとします。
- (4)すでにこの取引を開始している投資家が、外国籍もしくは外国永住権を有するまたは有するに至ったときは、後記6に定義する取扱商品の取引の一部または全部を行えない場合があります。

5. 取引開始の手順

- (1)新たにこの取引を開始するときは、当行所定の投資信託総合取引申込書に必要事項を記入し、記名押印のうえ、当行所定の書類を添付して提出してください。
- (2)新たにこの取引を開始するときは、投資家はこの取引に使用する印章を届け出てください。
- (3)新たにこの取引を開始するときには、投資家はこの取引にかかる金銭の決済を行うための指定預金口座をあらかじめ開設してください。
- (4)前記(1)の投資信託総合取引申込書に記入された氏名・名称、住所、共通番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）第2条第5項に規定する個人番号または同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。）、指定預金口座等をもって、この取引についての氏名・名称、住所、共通番号、指定預金口座とします。

6. 取扱商品

当行は、当行所定の投資信託以外の投資信託については、設定および解約の注文の仲介、買取、償還ならびに受益証券の保護預り等は一切行いません（以下当行が取り扱う投資信託のそれぞれまたはその総称を「取扱商品」といいます）。

7. 指定預金口座

- (1)この取引にかかる投資信託の注文代金、手数料、諸費用およびその他の一切の決済については、当行が認める場合を除き、あらかじめ指定された指定預金口座を通じて自動引き落としの方法によることとします。この場合、指定預金口座にかかる預金規定にかかわらず、小切手または預金払戻請求書および通帳等の提出を不要とします。
- (2)この取引にかかる投資信託の解約代金、買取代金、収益分配金等の果実および償還金等については、当該金額より所定の手数料と手数料にかかる消費税、信託財産留保額、所得税、住民税等を差し引いたうえ、この規定ならびに取扱商品の投資信託約款、投資信託累積投資規定、三菱東京UFJダイレクト利用規定、投資

信託受益権振替決済口座管理規定に別段の定めがないかぎり、指定預金口座に自動的に入金します。

- (3)指定預金口座は、邦貨建の預金口座を指定してください。ただし、投資家が外貨建投資信託を設定するときは、邦貨建の指定預金口座に加えて当該外貨建の指定預金口座を指定してください。

8. 届出事項の変更手続き

- (1)氏名・名称、住所、共通番号および届出印など当行所定の届出事項に変更（印章紛失による届出印の改印を除きます。）があったときは、ただちにその旨を申し出て、当行所定の変更届その他の書面に必要事項を記入し、届出の印章により記名押印のうえ、取引店に提出してください。この場合当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。
- (2)前記5(2)で届け出た印章を失ったときは、ただちに当行所定の手続きを行ってください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。
- (3)前記(1)または(2)により届出があったときは、当行は所定の手続きを完了したのちでなければ、この規定にもとづき開設された投信口座に保護預りしている受益証券の返還の請求およびこの取引には応じません。また、これらの届出前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (4)前記(1)の届出がなかったため、当行がこの取引に関して行った通知が届出の住所に延着し、または到達しなかった場合は、通常到達すべきときに到達したものと取り扱います。
- (5)当行が投資家の届出の氏名・名称、住所に通知または送付書類を発送し、到達しなかった場合、設定および解約の注文の仲介、買取等は行わないことがあります。
- (6)投信口座の開設の際には、法令で定める本人確認等の確認を行います。この確認事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法により届け出てください。

9. 成年後見人等の届出等

成年後見制度に関する届出については、次の規定にしたがうものとします。

- A 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって届け出てください。
- B 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって届け出てください。
- C すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前記AまたはBと同様に届け出てください。

さい。

- D 前記AからCの届出事項に取消または変更が生じた場合にも同様に届け出てください。
- E 前記AからDの届出前に生じた損害については当行は責任を負いません。

10. 解約

- (1)投資家は、投資信託総合取引契約をいつでも解約することができます。なお、当行に対する解約の通知は、当行所定の書面にすることとします。
- (2)当行は、次のAからEの事由がひとつでも生じた場合にかぎり、投資信託総合取引契約を解約することができます。
- A 投資家から、当行所定の書面により解約の申出があった場合。
- B 投資家について相続の開始があったことを当行が知ったとき。
- C 投資家から、後記15に定めるこの規定の変更に同意しないとの書面による申出（異議申立）があった場合。
- D 投資家が、この規定の定め違反すると当行が判断した場合（投資家が、前記8の変更手続を、合理的事由なく、相当期間行わない場合を含みます）。
- E 法令諸規則に照らしてやむをえない事由、もしくは、投資家の投信口座に一定期間残高がない等合理的事由があると、当行が判断し、解約を申し出た場合。
- (3)前記(2)のほか、次の各号のひとつでも該当し、投資家との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの投資信託取引を停止し、または投資家に通知することにより本契約を解約することができるものとします。
- ①投資家が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
- A 暴力団
- B 暴力団員
- C 暴力団準構成員
- D 暴力団関係企業
- E 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- F その他前各号に準ずる者
- ②投資家が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合
- A 暴力的な要求行為
- B 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力

を用いる行為

- D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用をき損し、または当行の業務を妨害する行為
 - E 投資家が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - F その他前各号に準ずる行為
- (4)当行は、前記(2)または(3)の規定により本契約が解約された場合、解約により投資家に生ずる損害に対して、いかなる場合でも責任を負わないものとします。
- (5)当行から本契約を解約する場合には、投資家に対してそのお届けの住所にあてて解約の通知を発送します。当行は解約通知発送後、当該通知書記載の日の本契約を解約します。当該通知が、投資家が前記8の規定による届出を行っていないために、投資家の住所に延着し、または、到達しなかった場合には、通常到達すべきときに当該通知は到達したものとみなします。

11. 危険負担

当行は、次の場合に生じた損害については、その責を負いません。

- A 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、または当行の責によらない事由により、取扱商品の設定または解約の注文の仲介および執行、金銭および受益証券の授受または保護預りの手続き等が遅延し、または不能となったことにより生じた場合。
- B 前記Aの事由により、保護預り証券が紛失、き損した場合、または償還金等の指定預金口座への入金が遅延したことにより生じた場合。
- C 当行が当行所定の書類に使用された印影を届出の印章と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めてこの取引にかかる保護預り受益証券または金銭を返還した場合。
- D 当行が当行所定の書類に使用された印影を届出の印章と相当の注意をもって照合し、相違があるため、この取引にかかる保護預り受益証券または金銭を返還しなかった場合。
- E 取扱商品の投資信託約款または、投資信託説明書(目論見書)に定められた投資信託の委託者または管理会社(以下「投信委託会社」といいます。)、受託者または保管受託銀行(以下「受託銀行」といいます。)、後記36に定める再寄託先等の責に帰すべき事故により生じた場合。
- F 電信または郵便の誤謬、遅滞等当行の責に帰すことのできない事由により生じた場合。

G「三菱東京UFJダイレクト」の正規の操作手順を経て、所定の手続きを行った場合。

12. 合意管轄

この取引に関して訴訟の必要を生じた場合には、東京地方裁判所または当行取引店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

13. 振替決済制度への転換に伴う口座開設のみなし手続き等に関する同意

有価証券の無券面化を柱とする社債等の振替に関する法律(以下、「社振法」といいます。))にもとづく振替決済制度において、当行が口座管理機関として取り扱うことのできる有価証券のうち、当行が投資家からお預りしている有価証券であって、あらかじめ投資家から同制度への転換に関して同意いただいたものについては、同制度にもとづく振替決済口座の開設の申し込みをいただいたものとして手続きいたします。この場合は、当該振替決済口座にかかる投資家との間の権利義務関係について、別に定めた投資信託受益権振替決済口座管理規定の交付をもって、当該振替決済口座を開設した旨の連絡とします。

14. 特例投資信託受益権の社振法にもとづく振替制度への移行手続き等に関する同意

社振法の施行に伴い、投資家がこの規定にもとづき当行に寄託している特例投資信託受益権(既発行の投資信託受益権について、社振法の適用を受けることとする旨の投資信託約款の変更が行われたもの)に該当するものについて、社振法にもとづく振替制度へ移行するために、次のAからEまでに掲げる事項につき、同意したものとして取り扱います。

- A 社振法附則第32条において準用する同法附則第14条において定められた振替受入簿の記載または記録に関する振替機関への申請、その他社振法に基づく振替制度へ移行するために必要となる手続き等(受益証券の提出など)を投信委託会社が代理して行うこと。
- B 前記Aの代理権を受けた投信委託会社が、当行に対して、前記13に掲げる社振法にもとづく振替制度へ移行するために必要となる手続き等を行うことを委任すること。
- C 移行前の一定期間、受益証券の引き出しを行うことができないこと。
- D 振替口座簿への記載または記録に際し、振替手続き上、当行の口座(自己口)を経由して行う場合があること。
- E 社振法にもとづく振替制度に移行した特例投資信

託受益権については、この規定によらず、社振法その他の関係法令および振替機関の業務規定その他の定めにもとづき、当行が別に定める規定により管理すること。

15. 規定の変更

この規定は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要を生じたときに変更されることがあります。なお、変更内容が、投資家の権利を制限するもしくは投資家に新たな制限を課すものと当行が判断するときは、その変更事項を通知します。この場合、投資家は、書面で異議申立をすることができます。なお、所定の期日までに投資家の異議申立がないときには、投資家が規定の変更同意したものとして取り扱います。

第2章 設定、解約、買取および償還

第1節 総則

16. 注文等

- (1) 取扱商品の設定もしくは解約の注文または買取の申し込み（以下、この節において「注文等」といいます。）を行うときは、氏名・名称、年月日、取扱商品名、設定、解約または買取の別、数量、金額等、所定の必要事項をもれなく明確に指示してください。
- (2) 設定および解約の注文の単位ならびに買取の申し込みの単位については、当行が別途定めるところによるものとします。

17. 注文の受付または仲介の停止

次に掲げる事由のいずれかがあるときは、設定または解約の注文の受付または仲介を一時停止することができます。

- A 投信委託会社が、当該取扱商品の投資信託約款にもとづき、その設定または解約を停止した場合。
- B 投信委託会社の免許取消および営業譲渡等ならびに受託会社の辞任等により、当該取扱商品の設定または解約が停止されている場合。
- C 災害、事変等、不可抗力と認められる事由により、当行が受付または仲介を行うことができない場合。
- D 当行の判断により注文の受付または仲介を停止した場合。

18. 運用報告等の通知

当行は、投信委託会社から、運用にかかる計算書および報告書を受領したときは、投資家の届出の住所あてに送付します。

第2節 設定

19. 設定注文の方法

- (1) 取扱商品の設定を注文するときは、当行所定の申込書に必要事項をすべて記入し、記名押印のうえ当行に提出

してください。

- (2) 設定注文の当行受付時限については、当行が別途定める場合または取扱商品の投資信託約款または投資信託説明書（目論見書）に別段の定めがある場合を除き午後3時とし、当行は設定注文を投信委託会社に仲介いたします。ただし、受付時限間際、事務の繁忙、外国投資信託を取り扱う場合における時差等やむをえない事由がある場合には、注文日の翌営業日以後に設定注文を仲介することがあります。

- (3) 投資信託の財産資金管理を円滑に行うため、投信委託会社が大口の設定注文に対し制限を行うことがあります。

20. 設定注文の効力

投資家の設定注文は、当行がこれを仲介し、当該取扱商品の投資信託約款または投資信託説明書（目論見書）に定められた投信委託会社と受託会社との間で信託契約が追加設定されたときに、その効力が発生するものとします。

21. 設定代金の決済

- (1) 取扱商品の金額指定の方法による設定注文があったときは、設定代金の額（設定にかかる手数料および諸費用等を含みます。）を、口数指定の方法による設定注文があったときは当行が別途定める基準にもとづく設定代金概算額（設定にかかる手数料および諸費用等を含みます。）を、ただちに指定預金口座より自動的に引き落とします。この設定代金額（設定にかかる手数料および諸費用等を含みます。）または設定代金概算額全額の引き落としができない場合は、当行は設定注文の仲介を行いません。
- (2) 当行は口数指定の方法による設定注文のあった取扱商品の投信委託会社に設定代金の額（信託財産として設定するときに適用される金額単価に設定口数を乗じた金額）等を確認し、設定代金、手数料および諸費用等の確定額と前記(1)の概算額との差額について、不足額または余剰額がある場合は、当行所定の方法により精算します。
- (3) 前記(2)において指定預金口座の残高不足等の理由により不足金が解消されない場合は、当行の判断により、当該取扱商品について、不足金に充当するため、その一部または全部を解約できるものとします。この場合には、当行所定の方法により、不足金のほか、所定の手数料、消費税等および当行が被った損害金等を解約金から差し引いて精算し、精算金を指定預金口座に入金します。この場合の損害金については、年14%の利率で計算（年365日の日割計算）します。
- (4) 前記(1)および(2)による設定代金は、当行が投資家に代

わって、当該取引商品の投信委託会社に支払います。

- (5)前記(1)および(2)による設定代金に対しては、利子、その他いかなる名目によっても対価を支払いません。

22. 設定時の受益証券の受渡

設定代金が信託財産として設定されたのち、投信委託会社から当行が受益証券を受領したときは、あらかじめ開設された投信口座にただちに預け入れます。

第3節 解約

23. 解約注文の方法

- (1)取扱商品の解約を注文するときは、当行所定の申込書に必要事項をすべて記入し、記名押印のうえ当行に提出してください。なお、当該取扱商品の受益証券が投信口座に保管されていない場合は、当該受益証券もあわせて当行に提出するものとします。
- (2)解約注文の当行受付時限については、当行が別途定める場合または取扱商品の投資信託約款または投資信託説明書（目論見書）に別段の定めがある場合を除き午後3時とし、当行は解約注文を投信委託会社に仲介いたします。ただし、受付時限間際、事務の繁忙、外国投資信託を取り扱う場合における時差等やむをえない事由がある場合には、注文日の翌営業日以後に解約注文を仲介することがあります。
- (3)ある取扱商品について同日に複数の解約（スイッチング（乗換）を含む）の注文を受け付けた場合に、当該解約手続の処理順序、および処理するかもしくは処理しないかの選択は当行の任意とします。
- (4)投資信託の財産資金管理を円滑に行うため、投信委託会社が大口の解約注文に対し制限を行うことがあります。

24. 解約注文の効力

投資家の解約注文は、当行がこれを仲介し、当該取扱商品の投資信託約款または投資信託説明書（目論見書）に定められた投信委託会社と受託会社との間で信託契約が一部解約されたときに、その効力が発生するものとします。

25. 解約時の受益証券の受渡

当行は、前記24に定める解約注文の効力の発生を確認したのち、投資家に代わって、当該受益証券を投信委託会社に引き渡します。なお、当該受益証券が投信口座に保管されている場合は、当行が投資家に代わって投信口座より当該受益証券を引き出します。

26. 解約代金の決済

- (1)前記23に定める解約の注文にもとづき信託財産が一部解約されたのち、当行が投信委託会社より返還される解約代金から、各取扱商品の投資信託約款また

は投資信託説明書（目論見書）等に定める当該解約にかかる手数料および諸費用等を差し引いた残額（以下「解約手取金額」といいます。）を、別段の定めがないかぎり投資家の指定預金口座に自動的に入金します。

- (2)当行が投信委託会社から解約代金を受領するまでは、投資家の指定預金口座に入金された解約手取金相当額につき当行は投資家に対して返還請求をすることがあります。

27. スwitching（乗換）

- (1)取扱商品の解約による解約手取金をもって他の取扱商品の設定代金（設定にかかる手数料および諸費用等を含みます。）とし、解約および設定を一組の同時の注文として取り扱うことをスイッチング（乗換）といい、当行はこの注文の仲介を行います。
- (2)スイッチング（乗換）の注文ができる取扱商品については、当行が別途定める取扱商品にかぎります。
- (3)スイッチング（乗換）の注文の当行受付時限については、当行が別途定める場合または取扱商品の投資信託約款または投資信託説明書（目論見書）に別段の定めがある場合を除き午後3時とし、当行は設定注文を投信委託会社に仲介いたします。ただし、受付時限間際、事務の繁忙、外国投資信託を取り扱う場合における時差等やむをえない事由がある場合には、注文日の翌営業日以後にスイッチング（乗換）の注文を仲介することがあります。
- (4)スイッチング（乗換）の注文を受けたときは、当行が取扱商品の解約により当該取扱商品の投信委託会社から返還される解約代金から設定にかかる手数料および諸費用等を差し引いた金額をもって、当行が他の取扱商品の設定代金として投資家に代わって当該他の取扱商品の投信委託会社に支払います。
- (5)スイッチング（乗換）の注文を受けたときの解約手取金は、前記26に定める解約代金とします。なお、投資信託特定口座に定めるところにより当該解約にかかる源泉徴収を行う場合は、別途、指定預金口座より自動的に引き落とします。
- (6)前記(5)において、指定預金口座の残高不足等の理由により、税金等の引き落としができない場合は、当行の判断により、当該スイッチング（乗換）の設定注文による取扱商品について、不足金を充当するため、その一部または全部を解約できるものとします。この場合には、当行所定の方法により、不足金のほか、当行が被った損害金等を解約金から差し引いて精算し、精算金を指定預金口座に入金します。この場合の損害金に

については、年14%の利率で計算（年365日の日割計算）します。

- (7)当行が投信委託会社から解約代金を受領するまでは、当行が投資家に代わって当該他の取扱商品の設定代金として支払った金額を投資家に請求することがあります。
- (8)投資信託の財産資金管理を円滑に行うため、投信委託会社が大口のスイッチング（乗換）の注文に対し、制限を行うことがあります。
- (9)その他のスイッチング（乗換）の手続きは、本章第1節から第3節の定めに基づいて取り扱います。

第4節 買取

28. 買取申込の方法

- (1)各取扱商品の投資信託約款または投資信託説明書（目論見書）の規定にかかわらず、当行所定の条件に該当した場合は、当行は取扱商品の買取の申し込みを受け付けます。
- (2)取扱商品の買取を申し込むときは、当行所定の申込書に必要事項をすべて記入し、記名押印のうえ当行に提出してください。なお、当該取扱商品の受益証券が投信口座に保管されていない場合は、当該受益証券もあわせて当行に提出するものとします。
- (3)当行が取扱商品の買取を行うときは、注文受付日、受付時限、適用価額、代金の支払日等の取扱条件は、別段の定めがない場合は解約に準じるものとします。

29. 買取時の受益証券の授受

当行が取扱商品の買取を行うときは、当行は当該受益証券を取得します。なお、当該受益証券が投信口座に保管されている場合は、当行が投資家に代わって投信口座より当該受益証券を引き出します。

30. 買取代金の決済

当行が取扱商品の買取を行うときは、当該取扱商品の投資信託約款に定める価額に買取口数を乗じた金額から、当行所定の手数料および諸費用等を差し引いた残額を、投資家の指定預金口座に自動的に入金します。

31. 買取によるスイッチング（乗換）の取り扱い

- (1)取扱商品の買取による買取手取金をもって他の取扱商品の設定代金（設定にかかる手数料および諸費用等を含みます。）とし、買取および設定を一組の同時の注文として取り扱うことをスイッチング（乗換）といい、当行はこの注文の仲介を行います。
- (2)スイッチング（乗換）の注文ができる取扱商品については、当行が別途定める取扱商品にかぎります。
- (3)その他の買取のスイッチング（乗換）の手続きは、本章第1節、第2節、第3節ならびに第4節の定めに基づいて取り扱います。

第5節 償還

32. 収益分配金、償還金等

- (1)取扱商品の収益分配金等の果実および償還金（以下「償還金等」といいます。）は、当行が投資家に代わって受領し、あらかじめ定められた方法により、投資家の指定預金口座へ自動的に入金するか、この規定もしくは取扱商品の投資信託約款、個別に契約する累積投資規定または投資信託累積投資規定にしたがって累積投資を行います。なお、償還金等を自動入金または累積投資するときは、当行は投資家に代わって投信口座より当該受益証券を引き出し、当該投信委託会社に引き渡すものとします。
- (2)前記(1)の手続きにおいて、当行が諸法令および諸慣行等により手数料、税金および諸費用等を徴収された場合は、当該手数料等は投資家の負担とし、償還金等から差し引きます。
- (3)取扱商品の受益証券が投信口座に保管されていない場合において、当行を通じて取扱商品の償還金等の受け取りを請求するときは、当行所定の書類に必要事項を記入し、届出の印章により記名押印のうえ、当該受益証券とともに提出するものとします。当行は、その書類に使用された印影を届出の印章と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めた場合は、所定の手続きののうち前記(1)および(2)に基づいて取り扱います。

33. 償還乗換優遇

- (1)取扱商品の償還金の返還を受けた投資家が一定期間内にその償還金をもって当行に他の取扱商品の設定注文をした場合に、当該他の取扱商品の設定にかかる手数料を減免する取り扱いを償還乗換優遇といいます。
- (2)償還乗換優遇の適用のある取扱商品の設定注文を行う投資家が償還乗換優遇の適用を受けようとするときには、設定注文をするときに償還された取扱商品に関する「償還金のご案内」その他当行所定の書類を当行に提示するものとし、この提示がない場合には投資家は償還乗換優遇の適用を受けられないことがあります。

第3章 保護預り

34. 保護預り受益証券

当行は、受益証券のうち当行で取得されたものおよび当行へ振替が行われたものについて、本章の規定およびその他の法令の定めにしたがってお預りします。

35. 保護預り受益証券の口座取り扱い

保護預り受益証券は、すべて同一の投信口座に保管します。

36. 保護預り受益証券の保管

- (1)保護預り受益証券は、当行または当行の再寄託先にお

いて安全確実に保管します。

- (2)保護預り受益証券は、当行所定の場所に保管し、他の投資家の同銘柄の証券と区別することなく混蔵して保管（以下「混蔵保管」といいます。）できるものとし、ます。
- (3)前記(2)による混蔵保管は大券をもって行うことができますものとし、ます。
- (4)保護預り受益証券については、次の事項について同意があったものとして取り扱います。
 - A 当行が第三者に再寄託すること。
 - B 投資家が保護預り受益証券と同銘柄の取扱商品の受益証券に対し、その受益証券の数または額に応じて共有権または準共有権を取得すること。
 - C 当行が、新たに受益証券の保護預りを受けるとき、または保護預りされている受益証券を返還するときは、その受益証券の保護預りまたは返還について、同銘柄の受益証券を保護預りしている他の投資家との協議を要しないこと。

37. 連絡事項

- (1)当行は、保護預り受益証券について次の事項をお知らせします。
 - A 最終償還期限
 - B 残高照合のための報告
- (2)保護預り受益証券の残高照合のためのご報告は、1年に1回以上行います。また取引残高報告書を定期的に通知する場合には、法律の定めるところにより四半期に1回以上、残高照合のため報告内容を含め行います。その内容にご不審の点があるときは、取引残高報告書記載の連絡先に速やかに連絡してください。

38. 保護預り受益証券の返還

保護預り受益証券の返還を請求するときは、当行所定の書類に必要事項を記入し、届出の印章により記名押印のうえ、当行に提出してください。

39. 保護預り受益証券の返還に準ずる取り扱い

当行は、次の場合には前記38の手続きを待たずに保護預り受益証券の返還の請求があったものとして取り扱います。

- A 保護預り受益証券を解約または売却される場合。
- B 当行が前記32により保護預り受益証券の償還金の代理受領を行う場合。

40. 譲渡、質入れの禁止

- (1)本規定による投資家の権利および投資信託受益権は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2)投資家が当行と総合口座取引契約を締結した場合には、投資家の保護預り受益証券に質権を設定することがあ

ります。

- (3)投資家が投資信託受益権について質権を設定される場合は、当行が認めた場合の質権の設定についてのみ行うものとし、当行所定の方法により行います。

41. 銀行取引約定書の適用

投資家が別途銀行取引約定書を当行と締結している場合、この取引には同約定書第4条が適用されます。

42. 公示催告等の調査等の免除

当行は、総合取引している投資信託にかかる公示催告の申し立て、除権決定の確定等についての調査および通知の義務は負いません。

43. 口座管理料

当行は、総合取引をしている投資信託にかかる所定の口座管理料を、指定預金口座から申し受けることがあります。

44. 緊急措置

法令の定めるところにより保護預り受益証券の引き渡しを求められたとき、または店舗等の火災等緊急を要するときは、当行は臨機の処置をすることができるものとし、ます。このために生じた損害については当行は責任を負いません。

第4章 累積投資

45. 定義等

- (1)累積投資とは、あらかじめ定められた方法により、投資家が当行に預け入れた預金、取扱商品の償還金等の金銭を対価として投資信託の設定の注文を行い、当該投資信託を取得することをいいます。
- (2)本章に別段の定めがない取り扱いについては、この規定の別の章および個別に契約する各取扱商品に関する個別に契約する累積投資規定または投資信託累積投資規定の定めるところにより取り扱います。

46. 各累積投資契約の申込

- (1)各取扱商品に関する累積投資契約は、当該取扱商品の第1回払込金の払い込みをもって契約の申し込みが行われたものとし、ます。
- (2)投資信託継続購入プランを申し込む場合には、当行所定の申込書に記入し、届出の印章により記名押印のうえ、当行に提出してください。

47. 償還金等の再投資等

- (1)累積投資にかかる取扱商品の収益分配金および償還金は、当行が投資家に代わって受領し、これを個別に契約する累積投資規定または投資信託累積投資規定に定められた方法により、この規定第1章および第2章の定めに基づいて投信委託会社への設定注文の仲介および設定代金の支払いを行います。

(2)当行は、投資家の申出により、取扱商品の収益分配金等の果実（以下「分配金等」といいます。）について、個別に契約する累積投資規定または投資信託累積投資規定の定めるところにより、分配金出金契約を締結することができるものとします。この場合、前記(1)にかかわらず、当行が投資家に代わって受領した分配金等については、設定注文の仲介を行わず、その全額より税金等を差し引いた残額を投資家の指定預金口座に自動的に入金します。

(3)累積投資契約にもとづく取扱商品の設定注文および金銭の払戻しについては、この規定第1章および第2章ならびに指定預金口座にかかる預金規定の定めにかかわらず、申込書、小切手または払戻請求書および通帳等の提出を不要とします。

48. 累積投資契約にかかる保護預り受益証券の返還請求
累積投資契約にもとづく保護預り受益証券の返還請求があったときは、当行は保護預り受益証券の返還に代えて、解約代金または買取代金から手数料および諸費用等を差し引いた残額を指定預金口座に自動入金します。

第5章 外国証券投資信託取引

49. 適用範囲

取扱商品が外国投資信託である場合は、この取引については、この規定に別段の定めのないときは、「外国証券取引口座規定」の定めるところにより取り扱います。なお、本章において、「買付」は「設定」を、「買戻」は「解約」をそれぞれ指すものとし、他の章における「設定」、「解約」は、本章においてそれぞれ「買付」、「買戻」と読み替えるものとします。

50. 外国証券投資信託にかかる口座を通じた取り扱い

外国投資信託取引にかかる外貨の授受を希望された場合は、当行が応じうる範囲内で当該外国投資信託と同一の通貨建をもって行うこととし、外貨建の指定預金口座を通じた自動引き落としまたは自動入金の方法により行います。また、外国投資信託受益証券は、国内の受益証券と同一の投信口座に保管します。

51. 申込方法

外国投資信託取引の申し込みについては、投資信託総合取引申込書に必要事項を記入し、届出の印章により記名押印のうえ当行が必要とする書類を添付して当行に提出してください。

52. 受渡日等

外国投資信託受益証券の受け渡しは、約定日の翌営業日以後で当行が定める日を受渡期日として、その受け渡しを行います。

53. 手数料等

(1)取扱商品の買付もしくは買戻の注文または買取の申し込みの執行に関する手数料および支払期日等は、次に定めるところによります。

- A 外国における取引については、当該外国投資信託所定の手数料および買付または買戻の仲介所定の公租公課その他の賦課金等を前記52に定める受渡期日までに投資家が当行に支払うものとします。
- B 国内における店頭取引については、当該外国投資信託所定の手数料相当額および国内の公租公課その他の賦課金等を前記52に定める受渡期日までに投資家が当行に支払うものとします。

(2)投資家の指示による特別の扱いを行ったときは、投資家はこれに要した実費を負担するものとし、当行はこれを邦貨建または外貨建の指定預金口座から自動的に引き落とします。

54. 諸通知

(1)当行は、取扱商品に関し、投資家の届出の住所あてに次の事項について通知します。

- A 受益者である投資家の地位に重大な変化を及ぼす事実があったこと。
- B 償還金等の受領

(2)前記(1)の通知のほか、当行が外国投資信託受益証券の発行者から保護預り受益証券についての決算に関する報告書その他の書類を受領したときは、これを投資家に送付します。

ただし、決算に関する報告書その他の書類の内容が時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に公告された場合は、投資家の希望した場合を除いて送付しません。

55. 外国証券投資信託受益証券発行者からの諸通知等

- (1)外国投資信託受益証券の発行者から交付される通知書または資料等は、当行に到着した日から3年間保管し、投資家の閲覧に供します。ただし、投資家が送付を希望した場合は、投資家の届出の住所あてに送付します。
- (2)前記(1)のただし書または前記54により、投資家あてに書類を送付したときは、投資家はこれに要した実費を負担するものとし、当行はこれを邦貨建の指定預金口座から自動的に引き落とします。

以上
(2016年1月)

外国証券取引口座規定

第1章 総則

1. 規定の趣旨

(1)この規定は、お客さま（以下「投資家」といいます。）

と当行との間で行う外国証券（日本証券業協会または金融商品取引所が規則に定める外国証券をいう。以下同じ。）の取引に関する権利義務関係を明確にするための取り決めです。

- (2)投資家は、外国証券の売買注文を我が国以外の金融商品市場（店頭市場を含む。以下同じ。）に取り次ぐ取引（以下「外国取引」という。）および外国証券の国内における店頭取引（以下「国内店頭取引」という。）については、この規定の内容を十分に把握し、自らの判断と責任において外国証券の取引を行うものとします。
- (3)この規定に別段の定めがないときには、投資信託総合取引規定等にしがって取り扱います。

2. 外国証券取引口座による処理

投資家が当行との間で行う外国証券の取引に関しては、売買の執行、売買代金の決済、証券の保管その他外国証券の取引に関する金銭の授受等そのすべてを「外国証券取引口座」（以下「本口座」という。）により取り扱います。

3. 遵守すべき事項

投資家は、当行との間で行う外国証券の取引に関しては、国内の諸法令、日本証券業協会の定める諸規則、決定事項および慣行等、当該証券の売買に関連する条項にしたがうとともに、当該証券の発行者が所在する国または地域（以下「国等」という。）の諸法令および慣行等に関し、当行から指導のあったときは、その指導にしたがうものとします。

第2章 外国証券の外国取引および国内店頭取引

4. 売買注文の執行地および執行方法の指示

投資家の当行に対する売買の種類、売買注文の執行地および執行方法については、当行の応じ得る範囲内で投資家があらかじめ指示するところにより行います。

5. 注文の執行および処理

投資家の当行に対する売買注文並びに募集および売出しにかかる外国証券の取得の申し込みについては、次に定めるところによります。

- (1)外国取引並びに募集および売出しにかかる外国証券の取得の申し込みについては、当行において遅滞なく処理された場合であっても、時差等の関係から注文発注日時と約定日時とがずれることがあります。
- (2)当行への注文は、当行が定めた時間内に行うものとします。
- (3)国内店頭取引については、投資家が希望し、かつ、当行がこれに応じ得る場合に行います。
- (4)外国証券の最低購入単位は、当行の定めるところとします。

- (5)当行は、売買等の成立を確認した後、遅滞なく投資家の届出の住所あてに取引報告書等を送付します。

6. 受渡日等

取引成立後の受け渡し等の処理については、次に定めるところによります。

- (1)外国取引については、執行地の売買注文の成立を、当行が確認した日（その日が休業日にあたる場合は、その後の直近の営業日）を約定日とします。
- (2)約定日から起算して4営業日目を受渡期日とします。ただし、外国債券、累積投資の方法による外国投資信託証券、外国貸付債権信託受益証券、海外CDおよび海外CPの受渡期日は、別途取り決めることができるものとします。

7. 外国証券の保管および名義

投資家が当行に外国証券の保管の委託をする場合、当該外国証券の保管および名義の取り扱いについては、次に定めるところによります。

- (1)投資家が取得した外国証券は、混蔵寄託契約により当行に寄託するものとします。
- (2)前記(1)により寄託された外国証券は、当行の名義で当行の保管機関に寄託し、売買等の行われた国の保管機関において当該国の諸法令および慣行にしたがって保管します。
- (3)外国証券につき名義人を登録する必要がある場合は、その名義人は当行の保管機関または当該保管機関の指定する者とします。
- (4)投資家が前記(1)の規定により寄託した外国証券につき、売却、保管替えまたは返還を必要とするときは所定の手続きを経て処理します。ただし、投資家は、海外CDおよび海外CPの国内における返還は請求しないものとします。

8. 選別基準に適合しなくなった場合の処理

外国投資信託証券が日本証券業協会の定める選別基準に適合しなくなった場合には、当行は当該外国投資信託証券の販売を中止します。この場合においても、投資家の希望により、当行は投資家が購入した当該外国投資信託証券の売却の仲介、またはその解約の仲介に応じます。

9. 外国証券に関する権利の処理

当行の保管機関に保管された外国証券の権利の処理については、次に定めるところによります。

- (1)当該保管機関に保管された外国証券の収益分配金等の果実並びに償還金は、当行が代わって受領し、投資家あてに支払います。この場合、支払手続において、当行が当該証券の発行者が所在する国等の諸法令または

慣行等により費用を徴収された場合は、当該費用は、投資家の負担とし当該果実または償還金から差し引きします。

- (2) 受益権者集会等における議決権の行使または異議申立については、投資家の指示にしたがいます。ただし、投資家が指示をしない場合には、当行は議決権の行使または異議の申し立てを行いません。

10. 諸通知

- (1) 当行は、寄託にかかる外国証券につき、投資家の届出の住所あてに収益分配金および償還金などの通知を行います。
- (2) 前記の通知のほか、当行または外国投資信託証券の発行者は、寄託にかかる外国投資信託証券についての決算に関する報告書その他の書類を送付します。ただし、外国投資証券にかかる決算に関する報告書その他の書類については、特にその内容について時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載が行われた場合は、投資家の希望した場合を除いて当行は送付しません。

11. 発行者からの諸通知等

- (1) 発行者から交付される通知書または資料等は、当行においてその到達した日から3年間（海外CDおよび海外CPについては1年間）保管し、閲覧に供します。ただし、投資家が送付を希望した場合は、投資家の届出の住所あてに送付します。
- (2) 前記(1)ただし書により、投資家あての通知書または資料等の送付に要した実費は外国投資信託証券にかかるものを除き、その都度投資家が当行に支払うものとします。

12. 諸料金等

- (1) 取引の執行に関する料金および支払期日等は次に定めるところによります。
- A 外国証券（外国投資信託証券を除く。）の外国取引については、我が国以外の金融商品市場における売買手数料および公租公課その他の賦課金並びに所定の仲介手数料を前記6(2)に定める受渡期日までに投資家が当行に支払うものとします。
- B 外国証券（外国投資信託証券を除く。）の国内店頭取引については、国内の公租公課その他の賦課金を前記6(2)に定める受渡期日までに投資家が当行に支払うものとします。
- C 外国投資信託証券の外国取引については、ファンド所定の手数料および売買の仲介地所定の公租公課その他の賦課金を前記6(2)に定める受渡期日までに投資家が当行に支払うものとします。
- D 外国投資信託証券の国内店頭取引については、ファ

ンド所定の手数料相当額および国内の公租公課その他の賦課金を前記6(2)に定める受渡期日までに投資家が当行に支払うものとします。

- (2) 投資家の指示による特別の扱いについては、当行の要した実費をその都度投資家が当行に支払うものとします。

13. 金銭の授受

- (1) 本章に規定する外国証券の取引等に関して行う当行と投資家との間における金銭の授受は、円貨または当行が応じ得る範囲内で投資家が指定する外貨によります。この場合において、外貨と円貨との換算は、別に取決めまたは指定のないかぎり、換算日における当行が定めるレートによります。また、投資家が外貨で受領または支払いを希望する場合には、あらかじめ当行に申し出るものとします。
- (2) 前記(1)の換算日は、売買代金については約定日、前記9（外国証券に関する権利の処理）(1)に定める処理に係る決済については、当行がその全額を受領を確認した日とします。

第3章 雑 則

14. 取引残高報告書の交付等

- (1) 投資家は、当行に寄託した外国証券について、当行が発行する取引残高報告書の定期的な交付による通知をうけるものとします。ただし、取引残高報告書については、投資家が請求した場合には、取引にかかる受渡決済後遅滞なく交付を受ける方法に代えるものとします。
- (2) 前記(1)の規定にかかわらず、投資家は、当行が投資家に対して取引報告書を交付することが法令により義務付けられていない場合については、法令に定める場合を除き、取引にかかる受渡決済後遅滞なく取引残高報告書の交付を受けるものとします。
- (3) 当行は、当行が投資家に対して取引にかかる受渡決済後遅滞なく取引残高報告書を交付することとする場合であっても、法令に定める記載事項については、取引にかかる受渡決済後遅滞なく取引残高報告書を交付する方法に代えて、定期的に取引残高報告書を交付することがあります。

15. 共通番号の届出

投資家は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号または同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号

法その他の関係法令が定める場合に、投資家の共通番号を当行に届出するものとします。その際、当行は番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行うものとします。

16. 届出事項

投資家は、氏名・名称、住所、共通番号および印章等を当行所定の書類により当行に届け出るものとします。

17. 届出事項の変更届出

投資家は、当行に届け出た氏名・名称、住所、共通番号等に変更があったとき、または届出の印章を紛失したときは、直ちにその旨を当行所定の手続きにより当行に届け出るものとします。

18. 届出がない場合等の免責

前記17の規定による届出がないか、または届出が遅延したことにより、投資家に損害が生じた場合には、当行は免責されるものとします。

19. 通知の効力

投資家の届出の住所にあて、当行によりなされた本口座に関する諸通知が、転居、不在その他投資家の責に帰すべき事由により、延着し、または到着しなかった場合においては、通常到達すべきときに到達したのものとして取り扱います。

20. 口座管理料

当行は、この規定に定める諸手続きの費用として外国証券にかかる所定の口座管理料を、指定預金口座から申し受けることがあります。

21. 契約の解除

(1)次のいずれかに該当したときは、この契約は解除されます。

- A 投資家が当行に対し解約の申出をしたとき。
- B 投資家がこの規定の条項のいずれかに違反し、当行がこの契約の解除を通告したとき。
- C 後記24に定めるこの規定の変更に投資家が同意しないとき。
- D 前記A、BおよびCのほか、契約を解除することが適当と認められる事由として当行が定める事由に該当したとき、または、やむをえない事由により当行が投資家に対し解除の申出をしたとき。

(2)前記(1)の場合において、本口座に外国証券の寄託残高があるときの処理については、当行は、投資家の指示にしたがいます。

(3)前記(1)のAおよびBの場合において、前記(2)の指示をした場合は、投資家は、当行の要した実費をその都度当行に支払うものとします。

22. 免責事項

次に掲げる損害については、当行は免責されるものとします。

- (1)天災地変、政変、同盟罷業、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等、不可抗力と認められる事由により、売買の執行、金銭の授受または寄託の手続きが遅延し、または不能となったことにより生じた損害。
- (2)電信または郵便の誤謬、遅滞等当行の責に帰すことのできない事由により生じた損害。
- (3)当行所定の書類に押印した印影と届出の印章とが相違ないものと当行が認めて、金銭の授受、寄託した証券の返還その他の処理が行われたことにより生じた損害。

23. 合意管轄

この取引に関して訴訟の必要を生じた場合には、東京地方裁判所または当行取引店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

24. 規定の変更

本規定は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要な事由が生じたときに改定されることがあります。なお、改定の内容が、投資家の従来の権利を制限するもしくは投資家に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項を通知します。この場合、所定の期日までに異議の申し立てがないときは、規定の改定に同意したものと取り扱います。

25. 個人データの第三者提供に関する同意

申込者は、次の各号に掲げる場合に、当該各号に定める者に対し、当該申込者の個人データ（住所、氏名、連絡先、生年月日、所有する外国証券の数量その他当該場合に依じて必要な範囲に限る。）が提供されることがあることに同意するものとします。

- (1)外国証券の収益分配金等の果実に対し我が国以外において課せられる源泉徴収税に係る軽減税率または免税の適用、還付その他の手続を行う場合
 - A 当該国等の税務当局
 - B 当該外国証券の保管機関
 - C 前記AないしBから当該手続に係る委任を受けた者
- (2)外国証券に表示される権利に係る外国証券の発行者が、有価証券報告書その他の国内または我が国以外の法令（以下「法令等」という。）に基づく書類の作成、法令等に基づく権利の行使もしくは義務を履行する場合
 - A 当該外国証券の発行者もしくは保管機関
- (3)外国証券の売買を執行する我が国以外の金融商品市場の監督当局（当該監督当局の認可を受けた自主規制機関を含む。以下この号において同じ。）が、マネー・ローンダリング、証券取引に係る犯則事件または当該

金融商品市場における取引公正性の確保等を目的とした当該国等の法令等に基づく調査を行う場合であって、その内容が、裁判所または裁判官の行う刑事手続に使用されないことおよび他の目的に利用されないことが明確な場合

A 当該監督当局

B 当該外国証券の売買に係る外国証券業者または保管機関

以上
(2016年1月)

投資信託継続購入プラン規定

1. 規定の趣旨

この規定は、投資家が別に提出した申込書に指定した日（以下「買付注文指定日」といいます。）に、投資家があらかじめ指定した金額（以下「指定金額」といいます。）で、投資家が申込書において設定注文すべき投資信託として指定した投資信託（以下「指定投資信託」といいます。）を、当行が投資家のために指定投資信託の委託者（以下、「投信委託会社」といいます。）にその設定注文の仲介を行うことに関する事項を明確にすることを目的とするものです。この取引を投資信託継続購入プラン（以下、「本サービス」といいます。）といいます。

2. 申込

(1)本サービスの申し込みは、当行所定の「投資信託継続購入プラン申込書」（以下「申込書」といいます。）に、投資信託口座番号、指定投資信託の名称、購入日、指定金額その他の所定事項を記入し、届出の印章により記名押印のうえ、当行に提出してください。

なお、指定投資信託について、本契約により取得する上場株式等を非課税口座上場株式等管理に関する規定に定める非課税口座へ受入れることを希望する旨の届出があった場合は、受入期間内の取得分について、年度毎の受入上限額に達するまで受け入れます。

なお、受入上限額を超えた後や非課税口座設定期間終了後、非課税管理勘定廃止後、または非課税口座解約後の取得分については、一般口座または特定口座による取引とさせていただきます。（特定口座による取引は、投資家が特定口座を開設済の場合に限ります。）

(2)指定投資信託に関する累積投資規定は、別に投資家が当行と契約した「投資信託総合取引規定」等の定めるところにより、指定投資信託の第1回払込金の払い込みをもって契約の申し込みが行われたものとします。

(3)引落指定口座（以下「指定預金口座」といいます。）

および投信口座については、いずれも同一の取引店にある、同一名義のものにかぎるものとします。また指定預金口座は普通預金にかぎるものとします。

3. 引落の時期、金額等

(1)買付注文指定日の当行所定の引落処理時点に指定金額を指定預金口座から自動的に引き落としたのち、当行所定の金額（指定金額から後記5に定める手数料等を差し引いた金額。以下「設定代金」といいます。）をもって指定投資信託の設定注文を指定設定注文分に受け付けたものとし、当行が投資家のために指定投資信託の投信委託会社にその設定注文の仲介を行うものとします。

(2)投信委託会社より当行が受益権を受領したときは、「投資信託総合取引規定」等の定めにしたがい、当行にある投資家の投信口座に保管します。

(3)本サービスにおいて当行が取り扱う投資信託の銘柄および一回の申し込みにおける最低指定金額、最高指定金額については、当行が別途定めるとおりとします。

4. 設定注文の方法等

(1)本サービスにかかる買付注文指定日については次のとおり定めることとします。

A 当月に買付注文指定日の応当日がある場合はその応当日。

B 当月に買付注文指定日の応当日がない場合は当月の末日。

C 上記AまたはBに定める日がファンド取引日にあたらない場合はその翌ファンド取引日。

なお、ここでいう「ファンド取引日」とは、銀行の営業日かつ、当行が仲介した指定投資信託の投資家の注文を投信委託会社が受け付けできる日をいいます。

(2)買付注文指定日の当行所定の引落処理時点において、指定金額が指定預金口座の残高（ただし、小切手、手形等の証券による入金がある場合には、その決済が確認されていないものは、含まないものとします。以下「預金残高」といいます。）を超えるときは、その回の設定注文および指定金額の自動引落を行いません。また、本サービスにおける指定預金口座からの引き落としかたは、総合口座取引規定あるいは当座勘定規定および当座勘定貸越約定書に定める当座貸越ならびにカードローン等契約規定に定める自動融資は適用されません。

(3)当行は、買付注文指定日の当行所定の引落処理時点に指定金額が指定預金口座から自動引落されたときは、当行は投資家のために投信委託会社に設定注文の仲介を行うものとします。引き落としが行われなかった場

合は、その回の設定注文の仲介はいたしません。

(4)複数の指定投資信託の引き落としが同日になった場合、その引落総額が指定預金口座の預金残高を超えるときは、そのいずれの引き落としを行うかの選択は当行の任意とします。

(5)指定預金口座の残高不足等の理由で指定金額の引き落としが成立しなかった場合は、当行から投資家への通知は特にいたしません。

5. 手数料等

(1)投資信託の設定注文に必要な手数料等（販売手数料、税金、その他諸費用等）については、指定金額から差し引くものとします。

(2)「投資信託総合取引規定」の規定にかかわらず、本サービスにかかる指定投資信託の設定注文の場合は、償還乗換優遇は取り扱わないものとします。

6. 払戻請求書の取り扱い

本サービスにかかる普通預金の払戻しについては、指定預金口座にかかわる普通預金規定にかかわらず、預金通帳および預金払戻請求書の提出の必要はありません。

7. 取引内容の報告等

本サービスによる対象投資信託の設定注文の仲介については、取引報告書を発行せず、取引残高報告書に記載するものとします。

8. 継続購入プランの追加、変更

(1)指定投資信託を追加するときには、当行所定の申込書をもって申し込むものとします。かかる追加がなされた場合において、既存の申込書により指定された指定投資信託および買付注文指定日、指定金額（以下これらを「本サービス内容」といいます。）は、追加の申込書により影響を受けないものとします。

(2)本サービスの買付注文指定日、指定金額、その他当行の定める事項を変更する場合には投資家は当行に対し、継続購入プランの当行所定の方法により前記4に規定される買付注文指定日の前営業日までに当行に届け出るものとします。

9. 継続購入プランの停止

当行は、以下のやむをえない事情により、本サービスを一時的に停止することがあります。また、この場合、当行は本サービスにかかる自動引落および設定の仲介を行いません。なお、当行から投資家へ自動引落および設定注文の仲介が行われなかったことを通知しません。

A 投信委託会社が、指定投資信託の投資信託約款にもとづき、その設定を停止した場合。

B 投信委託会社が免許取消および営業譲渡等ならびに受託会社の辞任等により、指定投資信託の設定が停止されている場合。

C 災害・事変その他の不可抗力と認められる事由により、当行が本サービスを提供できないとき。

D その他当行がやむをえない事情により本サービスの提供を停止せざるをえないと判断したとき。

10. 解約

本サービスは、次に掲げる事由のいずれかに該当したときは、解約されるものとします。

A 投資家が当行所定の方法により本サービスの解約の通知を当行に届け出たとき。

B 投資家が本サービスの指定預金口座、指定投資信託の投信口座を解約したとき。

C 投資家について相続の開始があったことを当行が知ったとき。

D 指定投資信託が償還されたとき。

E やむをえない事情により本サービスを解約せざるをえないと当行が判断したとき。

11. 免責事項

当行は、各指定投資信託の累積投資規定中の定めによって免責される場合のほか、次の場合に生じた損害については、その責を負いません。

A 当行が、本サービスにかかる書類に使用された印影を、届出の印章と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて所定の手続きを行った場合。

B 「三菱東京UFJダイレクト」の正規の操作手順を経て、所定の手続きを行った場合。

C 災害・事変その他の不可抗力、郵便の誤配・遅滞等、当行の責に帰すことのできない事由により損害が生じた場合。

12. 他の規定の適用

(1)この規定は、指定投資信託に関する他の諸規定に優先して適用されます。

(2)この規定に定めのない事項に関しては、投資信託総合取引規定、指定投資信託の投資信託約款、各指定投資信託の投資信託累積投資規定、非課税上場株式等管理に関する規定および指定預金口座にかかる普通預金規定により取り扱います。

13. 規定の変更

この規定は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要を生じたときに変更されることがあります。なお、変更内容が、投資家の権利を制限するもしくは投資家に新たな制限を課すものと当行が判断するときは、その変更事項を通知します。この場合、投資家は、書

面でも異議申立をすることができます。なお、所定の期日までに投資家の異議申立がないときには、投資家が規定の変更へ同意したものと取り扱います。

以上
(2015年1月)

投資信託受益権振替決済口座管理規定

1. 規定の趣旨

この規定は、社債等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）にもとづく振替制度において取り扱う投資信託受益権にかかる投資家の口座（以下「振替決済口座」といいます。）を当行に開設するに際し、投資家と当行との間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。また、投資信託受益権の範囲については、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）の社債等に関する業務規程に定めるものとします。

2. 振替決済口座

- (1)振替決済口座は、社振法にもとづく口座管理機関として当行が備え置く振替口座簿において開設します。
- (2)振替決済口座には、機構が定めるところにより、内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である投資信託受益権の記載または記録をする内訳区分（以下「質権口」といいます。）と、それ以外の投資信託受益権の記載または記録をする内訳区分（以下「保有口」といいます。）とを別に設けて開設し、投資家にその旨を連絡します。
- (3)当行は、投資家が投資信託受益権についての権利を有するものにかぎり振替決済口座に記載または記録します。

3. 振替決済口座の開設

- (1)振替決済口座の開設にあたっては、あらかじめ、投資家から当行所定の投資信託総合取引申込書により申し込みいただきます。その際当行は、金融機関等による顧客等の本人確認等および預金口座等の不正な利用の防止に関する法律の規定にしたがい本人確認を行います。
- (2)当行は、投資家から投資信託総合取引申込書による振替決済口座開設の申し込みを受け、これを承諾したときは、遅滞なく振替決済口座を開設します。
- (3)振替決済口座は、この規定に定めるところによるほか、社振法その他の関係法令および機構の社債等に関する業務規程その他の定めにしたがって取り扱います。投資家は、これら法令諸規則および機構が講ずる必要な措置ならびに機構が定める機構の振替業の業務処理方法にしたがうことにつき約諾するものとし、当行は、

本規定の交付をもって、当該約諾にかかる書面の提出があったものとして取り扱います。

(4)共通番号の届出

投資家は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号または同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、投資家の共通番号を当行に届出するものとします。その際、当行は番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行うものとします。

4. 契約期間等

- (1)この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとします。
- (2)この契約は、投資家または当行から申出のないかぎり、期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。なお、継続後も同様とします。

5. 当行への届出事項

投資信託総合取引申込書に記名押印された印影および記載された氏名・名称、住所、共通番号等をもって、この取引についての届出の印章、氏名・名称、住所、共通番号等とします。

6. 振替の申請

- (1)投資家は、振替決済口座に記載または記録されている投資信託受益権について、次に定める場合を除き、当行に対し、振替の申請をすることができます。
 - A 差し押えを受けたものその他の法令の規定により振替またはその申請を禁止されたもの。
 - B 法令の規定により禁止された譲渡または買入れにかかるものその他機構が定めるもの。
 - C 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日において振替を行うもの（当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます）。
 - D 償還金の処理のために発行者が指定する償還日までの振替停止の期間（以下「振替停止期間」といいます。）中の営業日において振替を行うもの（当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます）。
 - E 償還日翌営業日において振替を行うもの（振替を行おうとする日の前営業日以前に当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます）。
 - F 販社外振替（振替先または振替元が指定販売会社ではない口座管理機関等である振替のうち、機構

の販社外振替情報管理機能を利用するもの(をいいます)を行うための振替の申請においては次に掲げる日において振替を行うもの。

(ア)収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日の前営業日(振替を行う日の前営業日以前に振替の申請を行う場合を除きます)。

(イ)収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日。

(ウ)償還日前々営業日までの振替停止期間中の営業日(当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます)。

(エ)償還日前営業日(当該営業日が振替停止期間に該当しない場合においては、振替を行う日の前営業日以前に振替の申請を行う場合を除きます。当該営業日が振替停止期間に該当する場合には、当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます)。

(オ)償還日。

(カ)償還日翌営業日。

G 振替先口座管理機関において、振替の申請を行う銘柄の取り扱いをしていない等の理由により、振替を受け付けられないもの。

(2)投資家が振替の申請を行うにあたっては、当行が定める所定の日までに、次に掲げる事項を当行所定の書面に記入のうえ、届出の印章により記名押印して当行に提出してください。

A 減少および増加の記載または記録がされるべき投資信託受益権の銘柄および口数。

B 投資家の振替決済口座において減少の記載または記録がされるのが、保有口か質権口かの別。

C 振替先口座およびその直近上位機関の名称。

D 振替先口座において、増加の記載または記録がされるのが、保有口か質権口かの別。

E 振替を行う日。

(3)前記(2)Aの口数は、1口の整数倍(投資信託約款に定める単位(同約款において複数の一部解約単位が規定されている場合には、そのうち振替先口座管理機関が指定した一部解約単位)が1口超の整数倍の場合は、その単位の整数倍とします)となるよう提示しなければなりません。

(4)振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、前記(2)Cの提示は必要ありません。また、前記(2)Dについては、「振替先口座」を「投資家の振替決済口座」として提示してください。

(5)当行に投資信託受益権の買取を請求される場合、前記

(1)、(2)、(3)および(4)の手続きをまたずに投資信託受益権の振替の申請があったものとして取り扱います。

7. 他の口座管理機関への振替

(1)当行は、投資家から申出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。ただし、当該他の口座管理機関において、投資家から振替の申出があった銘柄の取り扱いをしていない等の理由により、振替を受け付けられない場合等、当行は振替の申出を受け付けられないことがあります。

(2)前記(1)において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当行所定の振替依頼書により申し込みください。

8. 質権の設定

投資家の投資信託受益権について、質権を設定する場合は、当行が認めた場合の質権の設定についてのみ行うものとし、この場合、機構が定めるところにしたがい、当行所定の手続きによる振替処理により行います。

9. 抹消申請の委任

振替決済口座に記載または記録されている投資信託受益権について、償還または投資家の請求による解約が行われる場合には、当該投資信託受益権について、投資家から当行に対し社振法にもとづく抹消の申請に関する手続きの委任があったものとし、当行は当該委任にもとづき、投資家に代わって手続きします。

10. 償還金、解約金および収益分配金の代理受領等

振替決済口座に記載または記録されている投資信託受益権(差し押えを受けたものその他の法令の規定により抹消またはその申請を禁止されたものを除きます。)の償還金(繰上償還金を含みます。以下同じ。)、解約金および収益分配金の支払いがあるときは、当行が投資家に代わって当該投資信託受益権の受託銀行からこれを受領し、あらかじめ定められた方法により、投資家の指定預金口座へ自動入金するか、または、投資信託総合取引規定もしくは累積投資規定にしたがって累積投資を行います。

11. 連絡事項

(1)当行は、投資信託受益権について、次の事項を投資家に通知します。

A 償還期限(償還期限がある場合にかぎります。)

B 残高照合のための報告

(2)前記(1)の残高照合のための報告は、投資信託受益権の残高に移動があった場合、当行所定の時期に年に1回以上通知します。また法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のため報告内容を含め行いますから、その内容にご不

審の点があるときは、速やかに取引残高報告書記載の連絡先に直接連絡ください。

- (3)当行が届出のあった氏名・名称、住所にあてて通知を行いまはその他の送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

12. 届出事項の変更手続き

- (1)印章を喪失したとき、または印章、氏名・名称、住所、共通番号その他の届出事項に変更があったときは、ただちに投資信託総合取引規定に定める方法により手続きください。この場合、当行所定の本人確認資料の提出を求めることがあります。
- (2)前記(1)により届出があった場合、当行は所定の手続きを完了した後でなければ、投資信託受益権の振替または抹消、契約の解約の請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。
- (3)前記(1)による変更後は、変更後の印章、氏名・名称、住所、共通番号をもって届出の印章、氏名・名称、住所、共通番号とします。

13. 口座管理料

当行は、振替決済口座を開設したときは、その開設時および口座開設後1年を経過するごとに所定の料金をいただくことがあります。

14. 当行の連帯保証義務

機構が、社振法等にもとづき、投資家（社振法第11条第2項に定める加入者にかぎりず。）に対して負うこととされている、次に定める義務の全部の履行については、当行がこれを連帯して保証いたします。

- (1)投資信託受益権の振替手続きを行った際、機構において、誤記帳等により本来の口数より超過して振替口座簿に記載または記録されたにもかかわらず、社振法に定める消却義務を履行しなかったことにより生じた投資信託受益権の超過分（投資信託受益権を取得した者のないことが証明された分を除きます。）の償還金、解約金、収益の分配金の支払いをする義務。
- (2)その他、機構において、社振法に定める消却義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務。

15. 機構において取り扱う投資信託受益権の一部の銘柄の取り扱いを行わない場合の通知

- (1)当行は、機構において取り扱う投資信託受益権のうち、当行が指定販売会社となっていない銘柄その他当行が定める一部の銘柄の取り扱いを行わない場合があります。
- (2)当行は、当行における投資信託受益権の取り扱いにつ

いて、投資家から問い合わせがあった場合には、投資家にその取り扱いの可否を通知します。

16. 解約等

次のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当行から解約の通知があったときは、ただちに当行所定の手続きをとり、投資信託受益権を他の口座管理機関へ振り替えてください。なお、前記7において定める振替を行えない場合は、当該投資信託受益権を解約し、現金により返還することがあります。前記4による当行からの申出により契約が更新されないときも同様とします。

- A 投資家から解約の申出があった場合。
B 投資家が手数料を支払わないとき。
C 投資家がこの規定に違反したとき。
D 投資家が後記19に定めるこの規定の変更に同意しないとき。
E やむをえない事由により、当行が解約を申し出たとき。

17. 緊急措置

法令の定めるところにより投資信託受益権の振替を求められたとき、または店舗等の火災等緊急を要するときは、当行は臨機の処置をすることができるものとします。

18. 免責事項

当行は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

- A 前記12(1)による届出の前に生じた損害。
B 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印章と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて投資信託受益権の振替または抹消、その他の取り扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害。
C 依頼書に使用された印影が届出の印章と相違するため、投資信託受益権の振替をしなかった場合に生じた損害。
D 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、または当社の責によらない事由により記録設備の故障等が発生したため、投資信託受益権の振替または抹消にただちには応じられない場合に生じた損害。
E 前記Dの事由により投資信託受益権の記録が滅失等した場合、または前記10による償還金等の指定預金口座への入金が遅延した場合に生じた損害。
F 前記17の事由により当行が臨機の処置をした場合に生じた損害。

19. 規定の変更

本規定は、法令の変更または監督官庁ならびに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときに改定されることがあります。なお、改定の内容が、投資家の従来の権利を制限するもしくは投資家に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項を通知します。この場合、所定の期日までに異議の申し立てがないときは、規定の改定に同意したものとして取り扱います。

以上
(2016年1月)

特定口座規定

1. 規定の趣旨

- (1)この規定は、投資家（個人の投資家にかぎります。）が特定口座内保管上場株式等（租税特別措置法第37条の11の3第1項に規定されるものをいう。以下、同じ。）の譲渡にかかる所得計算等の特例を受けるために当行に開設される特定口座における上場株式等の振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託（以下「保管の委託等」という。）について、同条第3項第2号に規定される要件および当行との権利義務関係を明確にするための取り決めです。
- (2)投資家と当行の間における、各種サービス、取引等の内容や権利義務関係に関する事項については、この規定に定めがある場合を除き、「投資信託総合取引規定」等他の規定の定めによるものとします。
- また、法令および規定の範囲内で当行が細目を定めるものとします。

2. 特定口座開設届出書等の提出

- (1)投資家が当行に特定口座の設定を申し込むに当たっては、あらかじめ、当行に対し、特定口座開設届出書を提出いただくものとします。その際、住民票の写し、印鑑証明書、運転免許証、個人番号カードその他一定の書類を提示いただきます。
- (2)投資家が特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について源泉徴収を選択される場合には、あらかじめ、当行に対し、特定口座源泉徴収選択届出書を提出しなければなりません。なお、当該特定口座源泉徴収選択届出書が提出された年の翌年以後の特定口座内保管上場株式等の譲渡については、投資家から源泉徴収を選択しない旨の申出がない限り、当該特定口座源泉徴収選択届出書の提出があったものとみなします。なお、その年最初の特定口座内保管上場株式等の譲渡等の後は、当該年内に特定口座の源泉徴収の取扱いを変更することはできません。

(3)投資家が当行に対して源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出しており、その年に交付を受けた上場株式等の配当等を特定上場株式配当等勘定において受領されている場合には、その年最初に当該上場株式等の配当等の支払が確定した日以降、当該投資家は、当該年に特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について、源泉徴収を選択しない旨の申出を行うことはできません。

(4)特定口座の開設は1金融機関に1口座のみとなります。但し、未成年者口座の特定口座はその年の3月31日において18歳である年（基準年）の前年12月31日まではその限りではありません。また、譲渡損益等の計算は、投資信託および債券の振替決済口座の取引等を合算して行います。

(5)後記13（契約の解除）によりこの契約が解除された場合、翌月末を経過するまでは特定口座を開設することはできません。

3. 特定保管勘定における保管の委託等

上場株式等の保管の委託等は、当該保管の委託等に係る口座に設けられた特定保管勘定（当該口座に保管の委託等がされる上場株式等につき、当該保管の委託等に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいう。以下同じ。）において行います。

4. 所得金額等の計算

特定口座における上場株式等の譲渡損益の計算は、租税特別措置法および関係法令にもとづき行います。

5. 特定口座に受入れる上場株式等の範囲

(1)当行は投資家の特定保管勘定においては以下の上場株式等のみを受入れます。

A 前記2に定めのある特定口座開設届出書の提出後に、当行への買付けの委託により取得をした上場株式等または当行から取得をした上場株式等で、その取得後ただちに特定口座に受入れる上場株式等

B 当行以外の金融商品取引業者等に開設されている投資家の特定口座に受入れられている特定口座内保管上場株式等の全部または一部を所定の方法により当行の当該投資家の特定口座に移管することにより受入れる上場株式等

C 特定口座内保管上場株式等につき、投資信託の受益者がその投資信託の併合（当該投資信託の受益者に当該併合に係る新たな投資信託の受益権のみが交付されるもの（投資信託の併合に反対する当該受益者に対するその買取請求に基づく対価として交付される金銭その他の資産が交付されるもの

を含む。)に限る。)により取得する新たな投資信託の受益権で、特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの

- D 当行が行う上場株式等の募集（金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限る。）により取得した上場株式等
- E 投資家が相続（限定承認にかかるとを除く。以下同じ。）または遺贈（包括遺贈のうち、限定承認にかかるとを除く。以下、同じ。）により取得した当該相続にかかるとる被相続人または当該遺贈にかかるとる包括遺贈者の当行または他の金融商品取引業者等に開設していた特定口座に引き続き保管の委託等がされている上場株式等で、所定の方法により当行の当該投資家の特定口座に移管することにより受入れる上場株式等
- F 前記AないしEのほか租税特別措置法施行令第25条の10の2第14項に基づき定められる上場株式等

(2)当行は前記(1)の上場株式等であっても特定保管勘定での保管の委託をお断りする場合があります。同一の上場株式等は特定口座における保管と特定口座以外における保管を同時にすることはできません。

6. 譲渡の方法

特定保管勘定において保管の委託等がされている上場株式等の譲渡については、当行に対してする方法、当行を経由する方法により行います。

7. 源泉徴収

当行は、投資家が特定口座源泉徴収選択届出書を提出いただいたときは、租税特別措置法第37条の11の4その他関係法令の規定にもとづき、源泉徴収を行います。源泉徴収は投資信託および債券の振替決済口座の開設時に届出いただいた当行所定の指定預金口座より行います。

8. 特定口座内保管上場株式等の払出しに関する通知

特定口座から上場株式等の全部または一部の払出しがあった場合には、当行は、投資家に対し、当該払出しをした当該上場株式等の租税特別措置法施行令第25条の10の2第11項第二号イに定めるところの取得の日および当該取得日にかかる数等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

9. 特定口座内保管上場株式等の移管

当行は、前記5（特定口座に受入れる上場株式等の範囲）Bに規定する移管は、租税特別措置法施行令第25条の10の2第10項および第11項の定めるところにより

行います。

10. 相続または遺贈による特定口座への受入れ

当行は、前記5（特定口座に受入れる上場株式等の範囲）Eに規定する上場株式等の移管による受入れは、租税特別措置法施行令第25条の10の2第14項第3号または第4号および租税特別措置法施行令第25条の10の2第15項から第17項までに定めるところにより行います。

11. 年間取引報告書等の送付

- (1)当行は、租税特別措置法第37条の11の3第7項に定めるところにより、特定口座年間取引報告書を、翌年1月31日までに、投資家に交付いたします。
- (2)後記14（契約の解除）によりこの契約が解約されたときは、当行は、その解約日の属する月の翌月末までに特定口座年間取引報告書を投資家に交付いたします。
- (3)当行は、特定口座年間取引報告書2通を作成し、1通を投資家に交付し、1通を税務署に提出いたします。

12. 届出事項の変更

前記2（特定口座開設届出書等の提出）にもとづく特定口座開設届出書の提出後に、投資家の氏名、住所、個人番号や、特定口座を開設している当行の営業所等に変更があったときは、遅滞なくその旨を記載した特定口座異動届出書を当行に提出していただきます。その変更が氏名、住所または個人番号にかかるものであるときは、投資家の住民票の写し、印鑑証明書、運転免許証、個人番号カードその他一定の書類を提示していただきます。

13. 免責事項

投資家が前記12（届出事項の変更）の提出を怠ったことその他の当行の責に帰すべきでない事由により、特定口座にかかる税制上の取り扱いに関し投資家に生じた損害については、当行はその責を負わないものとします。

14. 契約の解除

(1)次のいずれかに該当したときは、この契約は解除されます。

- A 特定口座に預り残高がなく、投資家が当行に対して租税特別措置法施行令第25条の10の7第1項に規定する特定口座廃止届出書を提出したとき
- B 租税特別措置法施行令第25条の10の8に規定する特定口座開設者死亡届出書の提出があり、相続・遺贈の手続きが完了したとき
- C 投資家が出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合に、関係法令等の定めに基づき特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされたとき

D 投資信託総合取引契約および債券振替決済口座契約が解約されたとき

(2)次のいずれかに該当したときは、当行はこの契約を解除することができるものとします。

A 投資家が後記17に定めるこの規定の変更に同意しないとき。

B 投資家が、法令またはこの規定の定めに従反したとき。

C その他やむをえない事由が生じたとき。

(3)前記(1)または(2)によりこの契約が解除されたときは、当行は投資家に代わり特定口座内保管上場株式等についてその他の保管勘定への移管ができるものとします。

15. 特定口座を通じた取引

投資家が当行との間で行う上場株式等の取引に関しては、特に申出がないかぎり、上場株式等のうち特定口座へ受入れできない上場株式等および当行が定める取引を除くすべての取引に関して特定口座を通じて行います。なお、受入れした場合であっても、インターネットバンキング等によるご注文をお受けしないことがあります。

16. 合意管轄

この取引に関して訴訟の必要を生じた場合には、東京地方裁判所または当行取引店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

17. 規定の変更

この規定は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要を生じたときに変更されることがあります。なお、変更内容が、投資家の権利を制限するもしくは投資家に新たな制限を課すものと当行が判断するときは、その変更事項を通知します。この場合、投資家は、書面で異議申立をすることができます。なお、所定の期日までに投資家の異議申立がないときには、投資家が規定の変更同意したものと取り扱います。

以上

(2016年1月)

特定口座に係る上場株式 配当等受領委任に関する規定

1. 規定の趣旨

(1)この規定は、投資家（個人の投資家にかぎります。）が租税特別措置法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算および源泉徴収等の特例を受けるために当行に開設された特定口座（源泉徴収選択口座に限ります。）における上場株式等の配当等の受領について、同条第4項第1号に規定さ

れる要件および当行との権利義務関係を明確にするための取り決めです。

(2)投資家と当行の間における、各種サービス、取引等の内容や権利義務関係に関する事項については、この規定に定めがある場合を除き、「投資信託特定口座規定」および「投資信託総合取引規定」等他の規定の定めによるものとします。

また、法令および規定の範囲内で当行が細目を定めるものとします。

2. 源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書等の提出

(1)投資家が租税特別措置法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算および源泉徴収等の特例を受けるためには、支払確定日前の当行が定める日までに、当行に対して租税特別措置法第37条の11の6第2項および同法施行令第25条の10の13第2項に規定する源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出しなければなりません。

(2)投資家が租税特別措置法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算および源泉徴収等の特例を受けることをやめる場合には、支払確定日前の当行が定める日までに、当行に対して租税特別措置法第37条の11の6第3項および同法施行令第25条の10の13第4項に規定する源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書を提出しなければなりません。

3. 特定上場株式配当等勘定における処理

源泉徴収選択口座において交付を受ける上場株式等の配当等については、源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定（上場株式等の配当等に関する記録を他の上場株式等の配当等に関する記録と区分して行うための勘定）において処理いたします。

4. 所得金額等の計算

源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算は、租税特別措置法第37条の11の6第6項および関連政省令にもとづき行います。

5. 源泉徴収選択口座で受領する上場株式配当等の範囲

(1)当行は投資家の源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定においては、上場株式等の配当等（租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等の配当等をいいます。）に該当するもの（当該源泉徴収選択口座が開設されている当行の営業所に係る振替口座簿に記載もしくは記録がされ、または当該営業所に保管の委託がされている上場株式等に係るもので、当該源泉徴収選択口座が開設されているものに限ります。）のみを受入れます。

A 租税特別措置法第3条の3第2項に規定する国外

公社債等の利子等（同条第1項に規定する国外一般公社債等の利子等を除きます。）で同条第3項の規定に基づき当行により所得税が徴収されるべきもの

- B 租税特別措置法第8条の3第2項第2号に掲げる国外私募公社債等運用投資信託等の配当等以外の国外投資信託等の配当等で同条第3項の規定に基づき当行により所得税が徴収されるべきもの
- C 租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する上場株式等の配当等で同項の規定に基づき当行により所得税が徴収されるべきもの

- (2)前記(1)の上場株式等の配当等のうち、当行が当該上場株式等の配当等をその支払をする者から受け取った後直ちに投資家に交付するもののみを、その交付の際に当該源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定に受入れます。

6. 契約の解除

- (1)次のいずれかに該当したときは、この契約は解除されます。

- A 投資家が当行に対して租税特別措置法施行令第25条の10の7第1項に規定する特定口座廃止届出書を提出したとき。
- B 投資家が出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合に、関係法令等の定めに基づき特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされたとき
- C 租税特別措置法施行令第25条の10の8に規定する特定口座開設者死亡届出書の提出があり、相続・遺贈の手続きが完了したとき
- D 投資信託総合取引契約および債券振替決済口座契約が解約されたとき

- (2)次のいずれかに該当したときは、当行はこの契約を解除することができるものとします。

- A 投資家が後記8に定めるこの規定の変更に同意しないとき。
- B 投資家が、法令またはこの規定の定め違反したとき。
- C その他やむをえない事由が生じたとき。

7. 合意管轄

この取引に関して訴訟の必要を生じた場合には、東京地方裁判所または当行取引店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

8. 規定の変更

この規定は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要を生じたときに変更されることがあります。な

お、変更内容が、投資家の権利を制限するもしくは投資家に新たな制限を課すものと当行が判断するときは、その変更事項を通知します。この場合、投資家は、書面で異議申立をすることができます。なお、所定の期日までに投資家の異議申立がないときには、投資家が規定の変更に同意したものと取り扱います。

以上
(2016年1月)

非課税上場株式等管理に関する規定

1. 規定の趣旨

- (1)この規定は、投資家（個人の投資家に限ります。）が租税特別措置法第9条の8に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税および租税特別措置法第37条の14に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税の特例（以下、「非課税口座に係る非課税の特例」といいます。）の適用を受けるために、当行に開設された非課税口座について、同条第5項第2号に規定する要件および当行との権利義務関係を明確にするための取り決めです。
- (2)投資家と当行の間における、各種サービス、取引等の内容や権利義務関係に関する事項については、この規定に定めがある場合を除き、「投資信託総合取引規定」等他の規定の定めおよび租税特別措置法その他の法令によるものとします。

2. 非課税口座開設届出書等の提出等

- (1)投資家が当行において非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の原則9月30日までに、当行に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号、第6項および第20項に基づき「非課税適用確認申請書兼非課税口座開設届出書」および住民票の写し等または「非課税口座開設届出書」および「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」もしくは「非課税管理勘定廃止通知書」を提出するとともに、当行に対して同法第37条の11の3第4項に規定する署名用電子証明書を送信し、または租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。

ただし、「非課税口座廃止通知書」または「非課税管理勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開しようとする年（以下、「再開設年」といいます。）または非課税管理勘定を再設定しようとする年（以下、

「再設定年」といいます。)の前年10月1日から再開設年または再設定年の9月30日までの間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当行は当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該廃止通知書を受領することができません。

なお、当行では別途税務署より交付を受けた「非課税適用確認書」を併せて受領し、当行にて保管します。

- (2)「非課税適用確認申請書兼非課税口座開設届出書」または「非課税適用確認書の交付申請書」について、同一の勘定設定期間に当行または他の金融機関もしくは証券会社に重複して提出することはできません。
- (3)投資家が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第37条の14第17項に規定する「非課税口座廃止届出書」を提出してください。
- (4)当行が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当行は投資家に租税特別措置法第37条の14第5項第5号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付します。
 - A 1月1日から9月30日までの間に提出を受けた場合
非課税口座に当該提出を受けた日の属する年分の非課税管理勘定が設けられていたとき。
 - B 10月1日から12月31日までの間に提出を受けた場合
非課税口座に当該提出を受けた日の属する年分の翌年分の非課税管理勘定が設けられることとなっていたとき。
- (5)投資家が、当行の非課税口座に設けられるべき非課税管理勘定を他の証券会社もしくは金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該非課税管理勘定が設けられる日の属する年(以下、「設定年」といいます。)の前年10月1日から設定年の9月30日までの間に、租税特別措置法第37条の14第14項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出してください。ただし、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当行は当該変更届出書を受領することができません。
- (6)当行は、当該変更届出書を受領したときに非課税口座に設定年に係る非課税管理勘定が既に設けられている場合には当該非課税管理勘定を廃止し、投資家に租税

特別措置法第37条の14第5項第4号に規定する「非課税管理勘定廃止通知書」を交付します。

3. 非課税管理勘定の設定

- (1)非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定(この契約に基づき当該口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等(租税特別措置法第37条の14第1項各号に規定する株式等をいいます。以下同じ。))につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、平成26年から平成35年までの各年に設けられるものをいいます。以下同じ。)は、前記2(1)の「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」または「非課税管理勘定廃止通知書」に記載された勘定設定期間においてのみ設けられます。
- (2)前記(1)の非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日(「非課税適用確認書」が年の途中において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日)において設けられ、「非課税口座廃止通知書」または「非課税管理勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当行に投資家の非課税口座の開設または非課税口座への非課税管理勘定の設定ができる旨等の提供があった日(設定しようとする非課税管理勘定に係る年分の1月1日前に提供があったときは、同日)において設けられます。

4. 非課税管理勘定における保管の委託等

上場株式等の振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託は、非課税管理勘定において行います。

5. 非課税口座に受け入れる上場株式等の範囲

- (1)当行は、投資家の非課税口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等(当該非課税口座が開設されている当行の営業所に係る振替口座簿に記載もしくは記録がされ、または当該営業所に保管の委託がされているものに限り)のみを受け入れます。
 - ①次に掲げる上場株式等で、前記3(2)に基づき非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間(以下「受入期間」といいます。)に受入れた上場株式等の取得対価の額(Aの場合、購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいい、Bの場合、非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定からの移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る

払出し時の金額をいいます。)の合計額が120万円を
超えないもの

A 受入期間内に当行への買付けの委託(当該買付けの委託の媒介、取次ぎ又は代理を含みます。)により取得をした上場株式等、当行から取得した上場株式等又は当行が行う有価証券の募集(金融商品取引法第2条第3項に規定する上場株式等の募集に該当するものに限り、)により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられる上場株式等

B 非課税管理勘定を設けた非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定又は当該非課税口座が開設されている当行の営業所に開設された租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座に設けられた同項第3号に規定する非課税管理勘定から租税特別措置法その他の法令で定める手続により移管がされる上場株式等

②租税特別措置法施行令第25条の13第10項に規定する上場株式等

(2)前記(1)にかかわらず、当行の定めるところにより、非課税管理勘定に受け入れない上場株式等があります。

6. 譲渡の方法

非課税管理勘定において保管の委託または振替口座簿への記載もしくは記録がされている上場株式等の譲渡は、当行に対してする方法または、当行の営業所を経由する方法のいずれかにより行います。

7. 非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知

非課税口座から上場株式等の全部または一部の払出し(振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第25条の13第10項各号に規定する事由に係るものおよび特定口座への移管に係るものを除きます。)があった場合(前記5(1)②により取得する上場株式等で非課税口座に受け入れられなかったものであって、非課税口座に受け入れた後直ちに当該非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当行は、投資家に対し、当該払出しをした上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

8. 非課税管理勘定終了時の取扱い

(1)本規定に基づき非課税口座に設定した非課税管理勘定

は当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降5年を経過する日に終了いたします。

(2)前記(1)の終了時点で、非課税管理勘定に係る上場株式等は、次のいずれかにより取り扱うものとします。

A 前記5(1)①Bに基づく非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定への移管。

B 非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座(他の株式等の振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託に係る口座をいいます。)への移管。なお、特定口座への移管は、投資家が特定口座を開設済の場合に限り、

9. 他の年分の非課税管理勘定から移管がされる上場株式等
当行は、前記5(1)①Bおよび前記8(2)Aに基づく移管は、租税特別措置法施行令第25条の13第9項第1号または第2号に定めるところにより行います。

10. 非課税口座取引である旨の明示

(1)投資家が受入期間内に、上場株式等について前記5(1)①Aの方法による非課税口座への受入れを希望する場合は、当該取得に係る注文等の際、当行に対しその旨を明示してください。

なお、投資家から特にお申し出がない場合は、特定口座または一般口座による取引とさせていただきます。なお、特定口座による取引は、投資家が特定口座を開設済の場合に限り、

(2)前記4の保管に係る個別ファンドの果実を再投資する場合、再投資により取得した上場株式等については、原則として非課税口座に受け入れます。

(3)投資家からの非課税口座への受入れに係る注文等が複数ある場合(前記(2)に規定する個別ファンドの果実を再投資する場合を含みます。)、非課税口座へは、当該年の受入上限額に達するまで当行所定の順に受け入れます。なお、非課税口座への受入れが注文金額の一部のみとなる場合の残額部分、上限額を超える部分については、特定口座または一般口座による取引とさせていただきます。

非課税口座への受入れ希望の旨を明示の上で、投資信託継続購入プラン規定に基づき取得した上場株式等について各月の振替額の一部または全部が当該年の受入上限額を超える場合も同様とします(特定口座による取引は、投資家が特定口座を開設済の場合に限り、)

(4)投資家が非課税口座および非課税口座以外の口座で同一銘柄の上場株式等を保有している場合であって、非課税口座で保有している上場株式等を譲渡するときには、その旨明示してください。

なお、投資家が、当行の非課税口座で保有している上

場株式等を譲渡する際、受入れ年が複数にまたがる場合は非課税管理勘定設定年の古いものから順に行います。

11. 届出事項の変更

前記2（非課税口座開設届出書等の提出）にもとづく「非課税適用確認申請書兼非課税口座開設届出書」の提出後に投資家の氏名、住所、個人番号や、非課税口座を開設している当行の営業所等に変更があったときは、遅滞なくその旨を記載した「非課税口座異動届出書」を当行に提出していただきます。その変更が氏名、住所または個人番号にかかるときは、投資家の住民票の写し、印鑑証明書、運転免許証、個人番号カードその他一定の書類を提示いただきます。

12. 免責事項

投資家が前記11（届出事項の変更）にもとづく「非課税口座異動届出書」の提出を怠ったことその他の当行の責に帰すべきでない事由により、非課税口座にかかる税制上の取り扱いに関し投資家に生じた損害については、当行はその責を負わないものとします。

13. 契約の解除

(1)次のいずれかに該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されます。

A 投資家が当行に対して、租税特別措置法第37条の14第17項に定める「非課税口座廃止届出書」を提出したとき

当該提出日

B 租税特別措置法施行令第25条の13の4第1項に定める「出国届出書」の提出があったとき

出国の日

C 投資家が出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合に、租税特別措置法施行令第25条の13の4第2項に規定する「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされたとき

租税特別措置法施行令第25条の13の4第2項に規定する「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国の日）

D 投資家の相続人・受遺者による相続・遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第25条の13の5に定める「非課税口座開設者死亡届出書」の提出があったとき

当該非課税口座開設者が死亡した日

E 投資信託総合取引契約が解約されたとき

(2)次のいずれかに該当したときは、当行はこの契約を解

除することができるものとします。

A 投資家が後記15に定めるこの規定の変更に同意しないとき

B 投資家が法令またはこの規定の定め違反したとき

C その他やむをえない事由が生じたとき

(3)前記(1)または(2)によりこの契約が解除されたときは、当行は投資家に代わり非課税口座内保管上場株式等についてその他の保管勘定への移管ができるものとします。なお、非課税口座を廃止すべき日以降に源泉徴収事由が発生していた等で遡及課税が発生する場合は、当該税金の清算等を行います。なお、税金等の清算に際しては、あらかじめ指定された指定預金口座より自動的に引き落とします。

14. 合意管轄

この取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所または当行取引店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

15. 規定の変更

この規定は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに変更されることがあります。なお、変更内容が、投資家の権利を制限するもしくは投資家に新たな制限を課すものと当行が判断するときは、その変更事項を通知します。この場合、投資家は、書面で異議申し立てをすることができます。なお、所定の期日までに投資家の異議申立がないときには、投資家が規定の変更に同意したものと取り扱います。

以上

(2016年1月4日)

未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する規定

第1章 総則

1. 規定の趣旨

(1)この規定は、租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座および同項第5号に規定する課税未成年者口座を開設する者（個人の投資家に限ります。以下、「投資家」といいます。）が、同法第9条の9に規定する未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税および同法第37条の14の2に規定する未成年者口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税（以下、「未成年者口座に係る非課税の特例」といいます。）の適用を受けるために、当行に開設された未成年者口座および課税未成年者口座について、同法第37条の14の2第5項第2号および第6

号に規定する要件および当行との権利義務関係を明確にするための取り決めです。

- (2)当行は、この規定に基づき、投資家との間で租税特別措置法第37条の14の2第5項第2号に規定する「未成年者口座管理契約」および同項第6号に規定する「課税未成年者口座管理契約」（以下、両者を合わせて「本契約」といいます。）を締結します。
- (3)投資家と当行との間における、各種サービス、取引等の内容や権利義務関係に関する事項については、この規定に定めがある場合を除き、「投資信託総合取引規定」その他の当行が定める規定の定めおよび租税特別措置法その他の法令によるものとします。

第2章 未成年者口座の管理

2. 未成年者口座開設届出書等の提出

- (1)投資家が当行において未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の原則9月30日までに、当行に対して租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号および同条第12項に基づき「未成年者非課税適用確認書の交付申請書兼未成年者口座開設届出書」または「未成年者口座開設届出書」および「未成年者非課税適用確認書」もしくは「未成年者口座廃止通知書」を提出するとともに、当行に対して同法第37条の11の3第4項に規定する署名用電子証明書等を送信し、または租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。ただし、当該未成年者口座廃止通知書の交付の基因となった未成年者口座において、当該未成年者口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定にすでに上場株式等を受け入れているときは、当行は当該未成年者口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は、当該未成年者口座廃止通知書が添付された未成年者口座開設届出書を受理することはできません。なお、当行では別途税務署より交付を受けた「未成年者非課税適用確認書」を受領し、当行にて保管します。
- (2)当行に未成年者口座を開設している投資家は、当行または他の証券会社もしくは金融機関に、「未成年者非課税適用確認書の交付申請書兼未成年者口座開設届出書」、「未成年者口座開設届出書」または租税特別措置法第37条の14第6項に規定する「非課税適用確認書の交付申請書」（当該申請書にあっては、投資家はその年の1月1日において20歳である年の前年12月31日ま

で提出されるものに限ります。）を提出することはできません。

- (3)投資家が未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第37条の14の2第20項に規定する「未成年者口座廃止届出書」を提出してください。
- (4)投資家がその年の3月31日において18歳である年（以下、「基準年」といいます。）の前年12月31日までに、当行に対して「未成年者口座廃止届出書」を提出した場合または租税特別措置法第37条の14の2第20項の規定により「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた場合（災害、疾病その他の租税特別措置法施行令第25条の13の8第5項で定めるやむを得ない事由（以下、「災害等事由」といいます。）による移管または返還で、当該未成年者口座および課税未成年者口座に記載もしくは記録もしくは保管の委託または預け入れもしくは預託がされている上場株式等および金銭その他の資産の全てについて行うもの（以下、「災害等による返還等」といいます。）が生じた場合を除きます。）には、未成年者口座を設定したときから当該未成年者口座が廃止される日までの間に投資家が非課税で受領した配当等および譲渡所得等について課税されます。
- (5)当行が「未成年者口座廃止届出書」（投資家はその年1月1日において19歳である年の9月30日までに提出がされたものに限り、投資家が1月1日において19歳である年に提出され、かつ、その提出の日の属する年分の非課税管理勘定にすでに上場株式等の受け入れをしていた場合の「未成年者口座廃止届出書」を除きます。）の提出を受けた場合には、当行は投資家に租税特別措置法第37条の14の2第5項第8号に規定する「未成年者口座廃止通知書」を交付します。

3. 非課税管理勘定および継続管理勘定の設定

- (1)未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定（この規定に基づき振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等（租税特別措置法第37条の14第1項各号に掲げるものをいいます。この規定の後記14から16、18および23(1)を除き、以下同じ。）（以下、「未成年者口座内上場株式等」といいます。）につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は、平成28年から平成35年までの各年（投資家はその年の1月1日において20歳未満である年および出生した日の属する年に限ります。）の1月1日に

設けられます。

(2)前記(1)の非課税管理勘定は、「未成年者非課税適用確認書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年においては、その提出の日において設けられ、「未成年者口座廃止通知書」が提出された場合にあっては、所轄税務署長から当行に投資家の未成年者口座の開設ができる旨等の提供があった日（設定しようとする非課税管理勘定に係る年分の1月1日前に提供があった場合には、同日）において設けられます。

(3)未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための継続管理勘定（この規定に基づき振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は、平成36年から平成40年までの各年（投資家はその年の1月1日において20歳未満である年に限ります。）の1月1日に設けられます。

4. 非課税管理勘定および継続管理勘定における保管の委託等

未成年者口座における上場株式等の振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託は、当該記載もしくは記録または保管の委託に係る口座に設けられた非課税管理勘定または継続管理勘定において行います。

5. 未成年者口座に受け入れる上場株式等の範囲

(1)当行は、投資家の未成年者口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（租税特別措置法第29条の2第1項本文または同法第29条の3第1項本文の規定の適用を受けて取得した同法第29条の2第1項に規定する特定新株予約権等または同法第29条の3第1項に規定する特定外国新株予約権等に係る上場株式等を除きます。）のみを受け入れます。

①次に掲げる上場株式等で、非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間（以下、「受入期間」といいます。）に受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の対価の額をいい、払い込みにより取得した上場株式等についてはその払い込んだ金額をいい、当該未成年者口座に係る他の年分の非課税管理勘定からの移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払い出し時の金額をいいます。）の合計額が80万円を超えないもの

A 受入期間内に当行への買付けの委託（当該買付けの委託の媒介、取次ぎまたは代理を含みます。）

により取得をした上場株式等、当行から取得をした上場株式等または当行が行う上場株式等の募集（金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限ります。）により取得をした上場株式等で、その取得後ただちに当該未成年者口座に受け入れられる上場株式等

B 非課税管理勘定を設けた未成年者口座に係る他の年分の非課税管理勘定から移管がされる上場株式等で、投資家が当行に対し、租税特別措置法施行規則第18条の15の10第3項第1号に規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出して移管がされる上場株式等

②租税特別措置法施行令第25条の13の8第17項の規定により読み替えて準用する同令第25条の13第10項各号に規定する上場株式等

(2)当行は、投資家の未成年者口座に設けられた継続管理勘定においては、次に掲げる上場株式等のみを受け入れます。

①当該未成年者口座に継続管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に、当該継続管理勘定を設けた口座に係る非課税管理勘定から移管がされる上場株式等で、投資家が当行に対し、前記(1)①Bに規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出して移管がされる上場株式等で、当該移管に係る払い出し時の金額の合計額が80万円を超えないもの

②租税特別措置法施行令第25条の13の8第17項の規定により読み替えて準用する同令第25条の13第10項各号に規定する上場株式等

(3)前記(1)または(2)にかかわらず、当行の定めるところにより、非課税管理勘定に受け入れない上場株式等があります。

6. 譲渡の方法

非課税管理勘定または継続管理勘定において振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされている上場株式等の譲渡は、当行に対してする方法または、当行の営業所を経由する方法のいずれかにより行います。

7. 課税未成年者口座等への移管

未成年者口座から課税未成年者口座または他の保管口座への移管は、次に定める取り扱いとなります。

(1)非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日（以下、「5年経過日」といいます。）において有する当該非課税管理勘定に係る上

場株式等（前記5(1)①Bまたは5(2)①の移管がされるものを除く）次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める移管

A 5年経過日の属する年の翌年3月31日において投資家が18歳未満である場合 当該5年経過日の翌日に行う未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座への移管

B Aに掲げる場合以外の場合 当該5年経過日の翌日に行う他の保管口座への移管

(2)投資家はその年の1月1日において20歳である年の前年12月31日において有する継続管理勘定に係る上場株式等 同日の翌日に行う他の保管口座への移管

8. 非課税管理勘定および継続管理勘定の管理

非課税管理勘定または継続管理勘定に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等は、基準年の前年12月31日までは、次に定める取り扱いとなります。

(1)災害等による返還等および当該未成年者口座に設けられた非課税管理勘定または継続管理勘定に係る上場株式等の金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所への上場が廃止されたことその他これに類するものとして租税特別措置法施行規則第18条の15の10第6項に定める事由（以下、「上場等廃止事由」といいます。）による未成年者口座からの払い出しによる移管または返還を除き、当該上場株式等の当該未成年者口座から他の保管口座で当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座以外のものへの移管または当該上場株式等に係る有価証券の投資家への返還を行わないこと

(2)当該上場株式等の前記6に規定する方法以外の方法による譲渡（租税特別措置法第37条の11の2第2項に規定する譲渡をいいます。以下この規定のこの号および後記16(2)において同じ。）で租税特別措置法第37条の11第4項第1号に規定する投資信託の終了（同号に規定する信託の併合に係るものに限り。）による譲渡以外のもの（当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当行の営業所を経由して行われぬものに限ります。）または贈与をしないこと

(3)当該上場株式等の譲渡の対価（その額が租税特別措置法第37条の11第3項または第4項の規定によりこれらの規定に規定する上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金銭その他の資産を含みます。）または当該上場株式等に係る配当等として交付を受ける金銭その他の資産（上場株式等に係る同法第9条の8に規定する配当等で、当行が国内における同条に規定する支払の取扱者ではないものおよび前記(2)に掲げ

る譲渡の対価として交付を受ける金銭その他の資産で、その交付が当行を経由して行われぬものを除きます。以下、「譲渡対価の金銭等」といいます。）は、その受領後ただちに当該課税未成年者口座に預け入れまたは預託すること

9. 未成年者口座および課税未成年者口座の廃止

前記7もしくは8に規定する要件に該当しないこととなる事由または災害等による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該未成年者口座および当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座を廃止します。

10. 未成年者口座内上場株式等の払い出しに関する通知

未成年者口座からの未成年者口座内上場株式等の全部または一部の払い出し（振替によるものを含むものとし、特定口座（租税特別措置法第37条の11の3第3項第1号に規定する特定口座をいいます。以下同じ。）以外の口座（同法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座を除きます。）への移管に係るものに限ります。）があった場合には、当行は、投資家（相続または遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払い出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、その払い出しがあった未成年者口座内上場株式等の払い出し時の金額および数、その払い出しに係る事由およびその事由が生じた日その他参考となるべき事項を通知します。

11. 出国時の取り扱い

(1)投資家が、基準年の前年12月31日までに、出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合には、その出国をする日の前日までに、当行に対して租税特別措置法施行令第25条の13の8第9項第2号に規定する出国移管依頼書を提出してください。

(2)当行が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、当該出国の時に、当該未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等の全てを当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座に移管します。

(3)当行が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、投資家が帰国（租税特別措置法施行令第25条の10の5第2項第2号に規定する帰国をいいます。以下同じ。）をした後、当行に帰国をした旨その他租税特別措置法施行規則第18条の15の10第8項に定める事項を記載した届出書を提出する時までの間は、当該未成年者口座に係る非課税管理勘定への上場株式等の受け入れは行

いません。

- (4)当該未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等を当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座に移管すべき日以降に源泉徴収事由が発生していた等で遡及課税が発生する場合は、当行は当該税金の清算等を行います。なお、税金等の清算に際しては、あらかじめ指定された指定預金口座より自動的に引き落とします。

第3章 課税未成年者口座の管理

12. 課税未成年者口座の設定

課税未成年者口座（投資家が当行の営業所に開設している特定口座もしくは預金口座もしくは投資家から預託を受けた金銭その他の資産の管理のための口座でこの規定に基づく取引以外の取引に関する事項を扱わないものに限ります。以下同じ。）は、未成年者口座と同時に設けられます。

13. 課税管理勘定における保管の委託等

課税未成年者口座における上場株式等（租税特別措置法第37条の11第2項に規定する上場株式等をいいます。以下後記14から16および18において同じ。）の振替口座簿への記載もしくは記録もしくは保管の委託または金銭その他の資産の預け入れもしくは預託は、同法第37条の11の3第3項第2号の規定にかかわらず、当該記載もしくは記録もしくは保管の委託または預け入れもしくは預託に係る口座に設けられた課税管理勘定（この規定に基づき振替口座簿への記載もしくは記録もしくは保管の委託がされる上場株式等または預け入れもしくは預託がされる金銭その他の資産につき、当該記載もしくは記録もしくは保管の委託または預け入れもしくは預託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）において行います。

14. 譲渡の方法

課税管理勘定において振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされている上場株式等の譲渡は、租税特別措置法第37条の11の3第3項第2号の規定にかかわらず、当行に対してする方法、当行の営業所を経由する方法のいずれかにより行うこととします。

15. 課税管理勘定での管理

課税管理勘定において振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされている上場株式等に係る譲渡対価の金銭等は、その受領後ただちに当該課税未成年者口座に預け入れまたは預託します。

16. 課税管理勘定の金銭等の管理

課税未成年者口座に記載もしくは記録または保管の委

託がされる上場株式等および当該課税未成年者口座に預け入れまたは預託がされる金銭その他の資産は、投資家の基準年の前年12月31日までは、次に定める取り扱いとなります。

- (1)災害等による返還等および上場等廃止事由による課税未成年者口座からの払い出しによる移管または返還を除き、当該上場株式等の当該課税未成年者口座から他の保管口座への移管または当該上場株式等に係る有価証券の投資家への返還を行わないこと
- (2)当該上場株式等の前記14に規定する方法以外の方法による譲渡で租税特別措置法第37条の11第4項第1号に規定する投資信託の終了（同号に規定する信託の併合に係るものに限ります。）による譲渡以外のもの（当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当行の営業所を経由して行われぬものに限ります。）または贈与をしないこと
- (3)課税未成年者口座または未成年者口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等の取得のためにする払い出しおよび当該課税未成年者口座に係る上場株式等につき災害等事由による返還等がされる場合の当該金銭その他の資産の払い出しを除き、当該金銭その他の資産の課税未成年者口座からの払い出しをしないこと

17. 未成年者口座および課税未成年者口座の廃止

前記15もしくは16に規定する要件に該当しないこととなる事由または災害等事由による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該課税未成年者口座および当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止します。

18. 重複して開設されている当該課税未成年者口座以外の特定期間がある場合

- (1)投資家の基準年の1月1日において、当行に重複して開設されている当該課税未成年者口座以外の特定期間があるときは、同日に当該課税未成年者口座（特定期間である当該課税未成年者口座に限ります。以下この条において同じ。）を廃止します。
- (2)前記(1)の場合において、廃止される課税未成年者口座に係る振替口座簿に記載もしくは記録または保管の委託がされている上場株式等がある場合には、当該課税未成年者口座が廃止される日において、当該上場株式等は全て当行に開設されている当該課税未成年者口座以外の特定期間に移管します。

19. 出国時の取り扱い

投資家が出国移管依頼書を提出した場合、その出国の時から帰国の時までの間は、この規定の第3章（前記

14および18を除く)の適用があるものとして取り扱います。

第4章 口座への入出金

20. 課税未成年者口座への入出金処理

- (1)投資家が課税未成年者口座へ入金を行う場合には、投資家本人に帰属する資金により行うこととし、入金は次に定める方法によることとします。
 - A 投資家名義の預貯金口座からの入金
 - B 投資家名義の当行投資信託口座からの入金
 - C 現金での入金(依頼人が投資家または投資家の法定代理人である場合に限り)
- (2)投資家が未成年者口座または課税未成年者口座から出金または証券の移管(以下本項において「出金等」といいます。)を行う場合には、次に定める取り扱いとなります。
 - A 投資家名義の預貯金口座への出金
 - B 現金での引出(窓口で行うものに限ります。)
 - C 投資家名義の投資信託口座への移管
- (3)前記(2)に定める出金等を行うことができる者は、投資家または投資家の法定代理人に限ることとします。
- (4)投資家の法定代理人が前記(2)の出金等を行う場合には、当行は当該出金等に関して投資家の同意がある旨を確認することとします。
- (5)前記(4)に定める同意を確認できない場合には、当行は当該出金等に係る金銭または証券が投資家本人のために用いられることを確認することとします。
- (6)投資家本人が前記(2)Bに定める出金等を行う場合には、投資家の法定代理人の同意が必要となる場合があります。

第5章 代理人による取引の届出

21. 代理人による取引の届出

- (1)投資家の代理人が、未成年者口座および課税未成年者口座における取引を行う場合には、あらかじめ当行に対して、代理人の届出を行っていただく必要があります。
- (2)投資家が前記(1)により届け出た代理人を変更しようとする場合には、あらかじめ当行に対して、代理人の変更の届出を行っていただく必要があります。
- (3)投資家の法定代理人が未成年者口座および課税未成年者口座における取引を行っている場合において、投資家が20歳に達した後は原則投資家本人との取引を行います。投資家はただちに当行へ所定の書類を提出していただく必要があります。
- (4)投資家の法定代理人以外の者が前記(1)の代理人となる場合には、前記(1)の届出の際に、当該代理人が未成年

者口座および課税未成年者口座における取引を行うことについて、当該代理人の代理権を証する所定の書類を提出していただく必要があります。この場合において、当該代理人は投資家の2親等内の者に限ることとします。

- (5)投資家の法定代理人以外の代理人が未成年者口座および課税未成年者口座において取引を行っている場合において、投資家が20歳に達した後は、原則投資家本人との取引を行います。投資家はただちに当行へ所定の書類を提出していただく必要があります。

22. 法定代理人の変更

投資家の法定代理人に変更があった場合には、ただちに当行に届出を行っていただく必要があります。

第6章 その他の通則

23. 未成年者口座取引または課税未成年者口座取引である旨の明示

- (1)投資家が受入期間内に、当行への買付けの委託により取得をした上場株式等(未成年者口座への受け入れである場合には、前記3(1)に規定する上場株式等をいい、課税未成年者口座への受け入れである場合には、前記13に規定する上場株式等をいいます。以下この項において同じ。)、当行から取得した上場株式等または当行が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を未成年者口座または課税未成年者口座に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当行に対して未成年者口座または課税未成年者口座への受け入れである旨を明示してください。なお、投資家から特にお申し出がない場合は、原則、特定口座(投資家が当該口座に特定口座を開設済でない場合は一般口座)による取引とさせていただきます。
- (2)前記4の保管に係る個別ファンドの果実を再投資する場合、再投資により取得した上場株式等については、原則として未成年者口座に受け入れます。
- (3)投資家からの未成年者口座への受け入れに係る注文等が複数ある場合(前記(2)に規定する個別ファンドの果実を再投資する場合を含みます。)、未成年者口座へは、当該年の受入上限額に達するまで当行所定の順に受け入れます。なお、未成年者口座への受け入れが注文金額の一部のみとなる場合の残額部分、上限を超える部分については、課税未成年者口座による取引とさせていただきます。未成年者口座への受入希望の旨を明示の上で、投資信託継続購入プラン規定に基づき取得した上場株式等について各月の振替額の一部または全部が当該年の受入上限額を超える場合も同様とします(特定口座による取引は、投資家が特定口座を開設済

の場合に限ります)。

- (4)投資家が未成年者口座および未成年者口座以外の口座で同一銘柄の上場株式等を保有している場合であって、未成年者口座で保有している上場株式等を譲渡するときには、その旨を明示してください。なお、投資家が、当行の未成年者口座で保有している上場株式等を譲渡する際、受入れ年が複数にまたがる場合は非課税管理勘定または継続管理勘定設定年の古いものから順に行います。

24. 基準年以降の手続き等

基準年に達した場合には、当行は投資家本人に払出制限が解除された旨および取引残高を通知します。

25. 非課税口座のみなし開設

- (1)平成29年から平成35年までの各年（その年1月1日において投資家が20歳である年に限ります。）の1月1日において投資家が当行に未成年者口座を開設している場合（出国中である場合を除きます。）には、当該未成年者口座が開設されている当行の営業所において、同日に租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座が開設されます。
- (2)前記(1)の場合には、投資家はその年1月1日において20歳である年の同日において、当行に対して同日の属する年の属する勘定設定期間（租税特別措置法第37条の14第5項第3号に規定する勘定設定期間をいいます。）の記載がある非課税適用確認書（同号に規定する非課税適用確認書をいいます。）が添付された非課税口座開設届出書（同項第1号に規定する非課税口座開設届出書をいいます。）が提出されたものとみなし、かつ、同日において当行と投資家との間で非課税上場株式等管理契約（同項第2号に規定する非課税上場株式等管理契約をいいます。）が締結されたものとみなします。

26. 届出事項の変更

前記2（未成年者口座開設届出書等の提出）にもとづく「未成年者非課税適用確認書の交付申請書兼未成年者口座開設届出書」の提出後に投資家の氏名、住所、個人番号や未成年者口座を開設している当行の営業所等に変更があったときは、遅延なくその旨を記載した「未成年者口座異動届出書」を当行に提出していただきます。その変更が氏名、住所または個人番号にかかるときの場合は、投資家の住民票の写し、印鑑証明書、運転免許証、個人番号カードその他一定の書類を提示いただきます。

27. 免責事項

投資家が前記26にもとづく「未成年者口座異動届出書」

の提出を怠ったことその他の当行の責に帰すべきでない事由により、未成年者口座にかかる税制上の取り扱いに関し投資家に生じた損害については、当行はその責を負わないものとします。

28. 本契約の解除

- (1)次のいずれかに該当したときは、それぞれに掲げる日に本契約は解除されます。

A 投資家または法定代理人が当行に対して、租税特別措置法第37条の14の2第20項に定める「未成年者口座廃止届出書」を提出したとき

当該提出日

B 租税特別措置法第37条の14の2第5項第2号トに規定する未成年者口座等廃止事由または同項第6号ホに規定する課税未成年者口座等廃止事由が生じたとき

租税特別措置法第37条の14の2第20項の規定により投資家が「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた日

C 租税特別措置法施行令第25条の13の8第17項に定める「未成年者出国届出書」の提出があったとき

出国の日

D 投資家が基準年の1月1日以後に出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなったとき

租税特別措置法施行令第25条の13の8第17項に規定する「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国の日）

E 投資家の相続人・受遺者による相続・遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第25条の13の8第17項に定める「未成年者口座開設者死亡届出書」の提出があったとき

本契約により未成年者口座を開設された投資家が死亡した日

F 投資信託総合取引契約が解約されたとき

- (2)次のいずれかに該当したときは、当行はこの契約を解除することができるものとします。

A 投資家が後記30に定めるこの規定の変更に同意しないとき

B 投資家が法令またはこの規定の定め違反したとき

C その他やむを得ない事由が生じたとき

- (3)前記(1)または(2)によりこの契約が解除されたときは、当行は投資家に代わり未成年者口座内保管上場株式等についてその他の保管勘定への移管ができるものとし

ます。なお、未成年者口座を廃止すべき日以降に源泉徴収事由が発生していた等で遡及課税が発生する場合は、当該税金の清算等を行います。なお、税金等の清算に際しては、あらかじめ指定された指定預金口座より自動的に引き落とします。

29. 合意管轄

この規定に関して訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所または当行取引店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

30. 規定の変更

この規定は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに変更されることがあります。なお、変更内容が、投資家の権利を制限するもしくは投資家に新たな制限を課すものと当行が判断するときは、その変更事項を通知します。この場合、投資家は、書面で異議申し立てをすることができます。なお、所定の期日までに投資家の異議申立がないときには、投資家が規定の変更へ同意したものととして取り扱います。

以上

(2016年1月4日)

投資信託累積投資規定

1. 趣旨

- (1)この規定は、当行を通じて取引する当行所定の追加型投資信託について、その受益者（以下「投資家」といいます。）と当行との間の累積投資に関する取り決めです。以下、当行所定の個々の投資信託のことを「個別ファンド」、またはその委託者のことを「投信委託会社」といいます。
- (2)この規定に別段の定めがないときには、個別ファンドの投資信託約款、投資信託説明書（目論見書）および「投資信託総合取引規定」（以下「総合取引規定」といいます。）等にしたがって取り扱います。

2. 申込方法

- (1)投資家は当行所定の申込書に必要事項を記載のうえ記名押印し、これを当行に提出することによって累積投資契約を申し込むものとし、当行が承諾した場合にかぎり累積投資契約が成立し、累積投資取引が開始されるものとします。
- (2)前記(1)にしたがって累積投資契約が成立したとき、当行はただちに投資家の申し込みにかかる個別ファンドの累積投資コース（以下「コース」といいます。）を設定します。
- (3)すでに他のコースにおいて累積投資契約の申し込みが行われ当該個別ファンドにかかる累積投資契約が締結

されているときは、前記(1)の申込書の提出がなくとも、第1回の払込金をもって当該個別ファンドにかかる累積投資契約の申し込みとみなし、当該個別ファンドのコースを設定することがあります。

- (4)継続購入プランの対象となっている個別ファンドについては、当該継続購入プランの開始により自動的に当該個別ファンドの累積投資契約が成立し、当該個別ファンドのコースが設定されます。

3. 金銭の払い込み

投資家は個別ファンドの設定代金にあてるため、別に定める各個別ファンドの「買付申込単位」の金銭を設定注文日（当行が後記4の規定にしたがい投資家の注文を委託会社に仲介する日をいいます。以下も同様とします。）までにそのコースに払い込むものとします。また、継続購入プランの対象となっている個別ファンドを継続購入プランを利用して買付ける場合は別に定める各個別ファンドの「買付申込単位」の金銭を設定注文日までにそのコースに払い込むものとします。

なお、申込書記載の口座振替日当日に預資金不足・その他の理由により払い込みができない場合には、当行は当該買付注文の申込が取消しされたものとして取り扱う場合があります。

4. 設定注文の仲介時期と適用価額

- (1)当行は投資家から個別ファンドの設定注文を受け付けたときには、投資信託約款の定めるところにしたがい、当該設定注文を委託会社に仲介します。投資家は、当行所定の申込書により設定注文を行うものとします。
- (2)投資家が前記(1)の設定注文の際に払い込んだ設定代金は、各個別ファンドの投資信託約款にて規定される買付日現在の投資信託約款所定の基準価額に設定口数を乗じて得た額に対し所定の手数料および手数料に対する消費税等相当額を加えた価額に全額あてられるものとします。
- (3)前記(2)により投資家が取得すべき個別ファンドの所有権ならびにその元本または収益に対する請求権は、当該注文にかかる設定が行われ、個別ファンドを投資家が買い付けた日から投資家に帰属するものとします。

5. 保管

- (1)累積投資契約により投資家が取得する個別ファンドは、当行において他の投資家の同一銘柄の個別ファンドと混蔵して、大券をもって保管します。ただし、当行は個別ファンドの保管を他の銀行、信託銀行または証券会社に再委託し、そこにおいて他の投資家の同一銘柄の個別ファンドと混蔵して、大券をもって保管することもできます。

(2)前記(1)により混蔵して保管する個別ファンドについては、投資家は、次の事項につき同意したものと取り扱われます。

A 投資家は寄託された個別ファンドにつき、寄託の数または額に応じて共有権または準共有権を取得すること。

B 当行は個別ファンドの新たな寄託または返還については、同一の個別ファンドを保護預りしている他の投資家と協議を要しないこと。

(3)累積投資契約により投資家が取得する個別ファンドについては、寄託残高、新たな寄託額および償還高を当行の保有する有価証券と分別して管理します。

(4)当行は、当該保管にかかる個別ファンドについて、投資家に対して保管料を請求することができます。

6. 果実の再投資

(1)前記5の保管にかかる個別ファンドの果実は、当行が投資家に代わって受領のうえ、一旦、当該投資家のコース毎に繰り入れますが、その後、当行はその全額から税金等を差し引いた金額に相当する個別ファンドの設定注文を委託会社に仲介します。この場合の設定注文の仲介の手数料は無料とします。

(2)投資家は前記(1)の設定注文の仲介の中止を申し出ることができるものとします。

(3)投資家が前記5の保管にかかる個別ファンドの果実を再投資せずに出金することを当行に指示した場合は、当行は前記(1)にかかわらず、当該果実を指定預金口座に入金するものとします。

7. 一部解約実行請求の仲介時期と適用価額

(1)当行は、累積投資契約の対象となっている個別ファンドについて投資家から一部解約実行の請求を受けたときは、当該一部解約実行の請求を委託会社に仲介します。投資家は、当行所定の申込書により一部解約実行請求を行うものとします。

(2)一部解約の申込単位は、各個別ファンドの「一部解約申込単位」または当該コースにかかる保有受益証券全額とします。ただし、金額指定の方法による一部解約については店舗によっては取り扱えない場合があります。

(3)当行は、投資家に代わって委託会社より一部解約代金（一部解約のための投資信託約款所定の価額に解約口数に乗じた金額）を受領した場合には、当該一部解約にかかる所定の手数料、税金および諸費用等を差し引いた上で、投資家の指定預金口座に入金します。

ただし、保護預りしている当該個別ファンドについて全口数または全額の解約の注文が行われ、解約代金の計算に投資信託約款所定の計算期間終了日における投

資信託約款所定の価額が適用される場合は、当行は、投資家に代わって委託会社より受領した果実より税金等を差し引き、解約代金より当該解約にかかる所定の手数料、税金および諸費用等を差し引いた金額とともに、指定預金口座に自動的に入金します。

8. 累積投資契約の解約

(1)累積投資契約は、次のいずれかの事由が発生したときは、直ちに解約されるものとします。

A 投資家から解約の申出があったとき。

B 当行が、理由のいかんを問わず、当該個別ファンドにかかる累積投資業務を営むことができなくなったとき。

C 累積投資契約の対象となっている個別のファンドが全部償還されたとき。

D やむをえない事由により、当行が解約を申し出たとき。

(2)前記(1)Aの場合は、保護預りしている当該個別ファンドのすべてについて解約注文を行うものとします。前記(1)BおよびDの場合は、投資家から同様の解約注文があったものとして取り扱います。

(3)前記(2)の手続きののち、当行は遅滞なく後記11の定めに基づいて解約注文の仲介を行います。保護預りされていた当該個別ファンドの受益証券すべてについて、後記11に定める返還が完了したときに、この契約は解約されます。

(4)累積投資契約が解約されたとき、当行は遅滞なく、当該個別ファンドの解約代金から所定の手数料、税金および諸費用等を差し引いた上で、指定預金口座に入金します。

9. スイッチング（乗換）

(1)当該個別ファンドの解約による解約手取金をもって他の個別ファンドの設定代金（設定にかかる手数料および諸費用等を含みます。）とし、解約および設定を一組の同時の注文として取り扱うことをスイッチング（乗換）といい、当行はこの注文の仲介を行います。

(2)スイッチング（乗換）の注文があったときは、前記4および前記7の定めに基づいて取り扱います。ただし、解約した場合は、当該個別ファンドの解約代金および果実から所定の手数料および諸費用等を差し引いた金額を、前記7の定めにかかわらず、投資家の指定預金口座に自動入金することなく、当該金額をもって他のファンドの設定注文を行います。スイッチング（乗換）は、別に定める「スイッチング（乗換）が可能な投資信託グループ」に示す当該個別ファンド間でのみ行うことができます。

- (3)スイッチング（乗換）の注文については、前記3の定めは適用されません。
- (4)買取によるスイッチング（乗換）の取り扱い、前記(1)、(2)および(3)の規定に準じて取り扱います。

10. 申込事項等の変更

- (1)累積投資契約の申込時に当行に届け出た印章（以下「届出印」といいます。）、氏名・名称または住所その他の届出事項に変更があったとき、投資家は、直ちに書面によって当行に届け出ることを要します。届出がなされていなければ生じなかったであろう損害については、当行は責任を負いません。
- (2)前記(1)の届出があったとき、当行は、投資家に対し、当行所定の本人確認書類等の提示を求められるものとします。

11. 受益証券の返還

投資家は、当該個別ファンドの受益証券の返還を請求するときは、当該個別ファンドについて解約の注文を行うものとします。当行は、前記7にしたがって当該解約注文を仲介し、委託会社より投資家に代わって受領した解約代金から所定の手数料および諸費用等を差し引いた残額を、投資家の指定預金口座に自動的に入金します。これにより、受益証券の返還に代えるものとします。

12. 規定の変更

- (1)この規定は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要を生じたときに変更されることがあります。なお、変更内容が、投資家の権利を制限するもしくは投資家に新たな制限を課すものと当行が判断するときは、その変更事項を通知します。この場合、投資家は、書面で異議申立をすることができます。なお、所定の期日までに投資家の異議申立がないときには、投資家が規定の変更同意したものと取り扱います。
- (2)前記9で定める乗換が可能な個別ファンドについては、将来、その構成を変更することがあります。

13. その他

- (1)当行は、累積投資契約にもとづいてお預りした金銭に対しては利息を付しません。
- (2)次の場合に投資家に損害が生じたとしても、当行は当該損害についての責任を一切負いません。
- A 届出印の押捺された所定の受領証と引き換えに、累積投資契約にもとづく個別ファンドの一部解約代金の金銭を返還した場合。
- B 印影が届出印と相違するために、累積投資契約にもとづく個別ファンドの返還代金の金銭を返還しなかった場合。

- C 天災地変その他不可抗力により、累積投資契約にもとづく個別ファンドの設定注文の仲介または一部解約代金の金銭の返還が遅延した場合。

- (3)この規定に別段の定めのない事項については、個別ファンドの投資信託説明書（目論見書）、投資信託約款および、投資家に適用のある投資信託関連規定等の定めにしたがうものとします。

以上
(2010年4月)

モルガン・スタンレー・マネーマーケット・ファミリー米ドル・ファンド累積投資規定

1. 趣旨

- (1)この規定は、当行を通じて取引する、モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント・エス・エーの設定するモルガン・スタンレー・マネーマーケット・ファミリー米ドルファンドについて、その受益者と当行との間の累積投資に関する取り決めです。
- 以下、モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント・エス・エーのことを「管理会社」、モルガン・スタンレー・マネーマーケット・ファミリー米ドル・ファンドのことを「このファンド」、このファンドの受益者のことを「投資家」といいます。
- (2)この規定に別段の定めがないときには、モルガン・スタンレー・マネーマーケット・ファミリー米ドル・ファンド投資信託説明書（目論見書）、「投資信託総合取引規定」（以下「総合取引規定」といいます。）および「外国証券取引口座規定」等にしたがって取り扱います。

2. 累積投資の申込方法

この累積投資を開始するときは、当行所定の手続きにしたがって投資信託総合取引申込書を当行に提出したのち、このファンドの第1回払込金の払い込みが行われたときにこのファンドに関する累積投資契約の申し込みが行われたものとします。

3. 設定単位

このファンドの設定注文については、金額指定の方法によるものとし、10米ドル以上1米セント単位で指定するものとします。

4. 設定注文の仲介時期と適用価額

- (1)当行は、投資家から設定注文の申し込みがあったときは、投資信託約款の定めるところにしたがいこのファンドの設定注文の仲介を行います（以下、投資家が注文を行う日を「設定注文日」といいます）。
- (2)前記(1)における設定代金の計算については、設定注文日の翌営業日の前日の投資信託説明書（目論見書）所

定の価額が適用されます。

- (3)このファンドの設定注文の仲介にかかる手数料は、不要とします。

5. 保護預り

この契約にもとづき投資家が取得した受益証券は、総合取引規定の定めにしたがい、他の投資家のこのファンドの受益証券と混蔵のうえ大券をもって、当行が保護預りし、またはこのファンドの設定が行われた国にある適宜な保管機関に再委託し保護預りします。

6. 果実の再投資

- (1)前記5の定めにしたがって保護預りされた受益証券の収益分配金等の果実については、投資信託説明書（目論見書）に定めるところにより、前月の最終営業日（その翌営業日以後に設定が行われた場合は当該設定日）から当月の最終営業日の前日までの金額より税金等を差し引いた金額をもって管理会社によってこのファンドの設定が行われます。

- (2)前記(1)における設定金額の計算については、当月の最終営業日の前日の投資信託説明書（目論見書）所定の価額が適用されます。

7. 解約単位

このファンドの買戻（以下「解約」といいます。）の注文については、すべて金額指定の方法によるものとし、1米セント以上1米セント単位で指定するものとします。

8. 解約注文の仲介時期と適用価額等

- (1)当行は、投資家から解約注文の申し込みがあったときは、総合取引規定の定めるところにしたがいこのファンドの解約注文の仲介を行います（以下、投資家が解約の注文を行う日を「解約日」といいます）。

- (2)当行は、投資家に代わって受領した解約代金（解約のための投資信託説明書（目論見書）所定の価額に解約口数を乗じた金額）より当該解約にかかる所定の手数料および諸費用等を差し引いた残額を、解約日の翌営業日（以下「受領日」といいます。）以降に、投資家の指定預金口座に自動的に入金します。

- (3)当行は、前記(1)および(2)の解約にかかるこのファンドについての、設定日（前月以前に設定された部分については前月の最終営業日）から受渡日の前日までの収益分配金等の果実は、当行が、投資家に代わって受領し、その金額より税金等を差し引き、解約代金から所定の手数料および諸費用等を差し引いた残金とともに、投資家の指定預金口座に自動的に入金します。

9. 受益証券の返還

投資家は、このファンドの受益証券の返還を請求する

ときは、このファンドについて解約の注文を行うものとし、当行は、前記7および8にしたがって当該解約注文を仲介し、投資家に代わって受領した収益分配金等の果実から税金等を差し引き、解約代金から所定の手数料、税金および諸費用等を差し引いた残額を投資家の指定預金口座に自動的に入金します。これにより、受益証券の返還に代えるものとし、

10. 一日あたり注文回数の上限

投資家から同一日に受け付ける設定、解約および返還の合計回数について上限を設ける場合があります。

11. この契約の解約

- (1)この契約は、次のいずれかに該当したときは、解約されるものとします。

- A 投資家からこの契約の解約の申出があったとき。
- B 総合取引規定にもとづく総合取引契約が解約されたとき。
- C 当行が、このファンドにかかる累積投資業務を営むことができなくなったとき。
- D このファンドが償還されたとき。

- (2)前記(1)Aの場合は、保護預りしているすべてのこのファンドについて解約注文を行うものとし、前記(1)BおよびCの場合は、投資家から同様の解約注文があったものとして取り扱います。

- (3)前記(2)の手続きののち、当行は遅滞なく前記9の定めに基づいて解約注文の仲介を行います。保護預りされていたこのファンドの受益証券すべてについて、前記9に定める返還が完了したときに、この契約は解約されます。

12. その他

- (1)この規定でいう営業日とは、ルクセンブルク、ニューヨークでの銀行営業日でかつ、ニューヨーク証券取引所の営業日である日本における銀行の営業日（ただし、12月24日および日本における12月の最終営業日を除く）をいいます。

- (2)この規定は、法令の変更または監督官庁の指示、その他その必要を生じたときに変更されることがあります。

以上
(2008年5月)

中期国債ファンド累積投資規定

(本ファンドは2006年10月13日より新規販売停止しております)

1. 趣旨

- (1)この規定は、当行を通じて取引する、三菱UFJ国際投信株式会社の設定する中期国債ファンドについて、その受益者と当行との間の累積投資に関する取り決めです。

以下、三菱UFJ国際投信株式会社のことを「投信委託会社」、中期国債ファンドのことを「このファンド」、このファンドの受益者のことを「投資家」といいます。

- (2)この規定に別段の定めがないときには、中期国債ファンド約款（以下「投資信託約款」といいます。）、「投資信託総合取引規定」（以下「総合取引規定」といいます。）および「投資信託受益権振替決済口座管理規定」等にしがって取り扱います。

2. 累積投資の申込方法

この累積投資を開始するときは、当行所定の手続きにしたがって投資信託総合取引申込書を当行に提出したのち、このファンドの第1回払込金の払い込みが行われたときに、このファンドに関する累積投資契約の申し込みが行われたものとします。

3. 設定単位

このファンドの設定注文については、金額指定の方法によるものとし、1円以上1円単位で指定するものとします。

4. 設定注文の仲介時期と適用価額

- (1)当行は、投資家からの設定代金の払い込みを当行が受け入れ、設定注文の申し込みを受け付けたときは、設定注文の申し込みがあった日の前日の投資信託約款所定の価額が、このファンドの当初設定時の1口の元本価額（1口＝1円）である場合に設定注文を受け付けた日の翌営業日にこのファンドの設定注文の仲介を行います（以下、このファンドの設定が行われる日を「設定日」といいます）。
- (2)前記(1)にかかわらず、設定注文を受け付けた日の翌営業日の前日の投資信託約款所定の価額が、このファンドの当初設定時の1口の元本価額（1口＝1円）を下回った場合は、原則として設定注文を受け付けた翌営業日以降最初に投資信託約款所定の価額（この場合の投資信託約款所定の価額は、営業日の前日の投資信託約款所定の価額とします。）が1口＝1円に復した日の翌日に投信委託会社によってこのファンドの設定が行われます。ただし、当行の判断により、当行所定の方法により、受け付けた設定注文の申し込みを取り消

し、受け入れた設定代金を返還することができるものとします。この場合、返還金に金利は付しません。

- (3)設定代金の計算については、設定日の前日の投資信託約款所定の価額を適用します。

- (4)このファンドの設定注文の当行による仲介にかかる手数料等は、不要とします。

- (5)同一日に既に解約注文の申し込みが行われている場合、新たな設定の注文をお受けしない場合があります。

5. 保護預り

この契約にもとづき投資家が取得した受益証券は、総合取引規定の定めにしたがい、他の投資家のこのファンドの受益証券と混蔵のうえ大券をもって、当行または当行の再寄託先において保護預りします。

6. 果実の再投資

- (1)このファンドの収益分配金等の果実については、前月の最終営業日（その翌日以降に設定が行われたものの果実等については、当該設定日）から当月の最終営業日の前日までのものを、当行が投資家に代わって当月の最終営業日に受領のうえ、その全額より税金等を差し引いた金額をもってただちに設定注文の仲介を行い、同日に投信委託会社によってこのファンドの設定が行われます。なお、設定注文の当行による仲介にかかる手数料等は、不要とします。

- (2)前記(1)にかかわらず、当月の最終営業日の前日の投資信託約款所定の価額がこのファンドの当初設定時の1口の元本価額（1口＝1円）を下回った場合は、最終営業日以降最初に投資信託約款所定の価額（この場合の投資信託約款所定の価額は、営業日の前日の投資信託約款所定の価額とします。）が1口＝1円に復した日の翌日に、投信委託会社によってこのファンドの設定が行われます。

- (3)前記(1)および(2)における設定代金の計算については、設定日の前日の投資信託約款所定の価額を適用します。

7. 解約単位

このファンドの解約注文については、すべて金額指定の方法によるものとし、1円以上1円単位で指定するものとします。

8. 解約注文の仲介時期と適用価額等

- (1)当行は、投資家から解約注文の申し込みがあったときは、総合取引規定の定めるところにしたがいこのファンドの解約注文の仲介を行います。（以下、投資家が解約注文を行う日を「解約注文日」といいます。）

- (2)当行は、投資家に代わって投信委託会社より受領した解約代金（解約のための投資信託約款所定の価額に解約口数を乗じた金額）より当該解約にかかる所定の手

数料、および諸費用等を差し引いた金額を、解約注文日の翌営業日以降に、投資家の指定預金口座に自動的に入金します。

- (3)前記(2)の解約代金の計算については、解約注文日の翌営業日の前日の投資信託約款所定の価額を適用します。なお、当該解約代金に充当されるこのファンドの設定代金の設定日が、解約注文日の翌営業日から遡って30日以内の場合には、当行が投信委託会社に代わって、このファンド1万口あたり10円の信託財産留保額を当該解約代金から差し引きます。
- (4)前記(1)、(2)および(3)の解約にかかるこのファンドについての、設定日(前月以前に設定された部分については前月の最終営業日)から解約注文日の翌営業日の前日までの収益分配金等の果実は、当行が投資家に代わって投信委託会社より受領し、税金等を差し引き解約代金から所定の手数料および諸費用等を差し引いた残金とともに、投資家の指定預金口座に自動的に入金します。
- (5)同一日に既に設定注文の申し込み、解約注文の申し込みが行われている場合、新たな解約の注文をお受けしない場合があります。

9. 受益証券の返還

投資家は、このファンドの受益証券の返還を請求するときは、このファンドについて解約の注文を行うものとします。当行は、前記7および8にしたがって当該解約注文を仲介し、投信委託会社より投資家に代わって受領した解約代金から所定の手数料、税金および諸費用等を差し引いた残額を投資家の指定預金口座に自動的に入金します。これにより、受益証券の返還に代えるものとします。

10. 一日あたり注文回数の上限

投資家から同一日に受け付ける設定、解約および返還の合計回数について上限を設ける場合があります。

11. この契約の解約

- (1)この契約は、次のいずれかに該当したときは、解約されるものとします。
- A 投資家からこの契約の解約の申出があったとき。
 - B 総合取引規定にもとづく総合取引契約が解約されたとき。
 - C 当行が、このファンドにかかる累積投資業務を営むことができなくなったとき。
 - D このファンドが償還されたとき。
- (2)前記(1)Aの場合、このファンドのすべての受益権について解約注文を行うものとします。前記(1)BおよびCの場合、投資家から同様の解約注文があったもの

として取り扱います。

- (3)前記(2)の手続きののち、当行は遅滞なく解約注文の仲介を行います。

12. 規定の変更

この規定は、法令の変更または監督官庁の指示、その他その必要を生じたときに変更されることがあります。

以上
(2016年1月)

りそなMMF(マネー・マネージメント・ファンド) 累積投資規定

(本ファンドは2006年10月13日より販売停止しております)

1. 趣旨

- (1)この規定は、当行を通じて取引する、ソシエテ ジェネラル アセットマネージメント株式会社の設定するりそなMMF(マネー・マネージメント・ファンド)についてその受益者と当行との間の累積投資に関する取り決めです。以下、ソシエテ ジェネラル アセットマネージメント株式会社のことを「投信委託会社」、りそなMMF(マネー・マネージメント・ファンド)のことを「このファンド」、このファンドの受益者のことを「投資家」といいます。
- (2)この規定に別段の定めがないときには、りそなMMF(マネー・マネージメント・ファンド)約款(以下「投資信託約款」といいます。)、[投資信託総合取引規定](以下「総合取引規定」といいます。))および「投資信託受益権振替決済口座管理規定」等にしたがって取り扱います。

2. 累積投資の申込方法

この累積投資を開始するときは、当行所定の手続きにしたがって投資信託総合取引申込書を当行に提出したのち、このファンドの第1回払込金の払い込みが行われたときにこのファンドに関する累積投資契約の申し込みが行われたものとします。

3. 設定単位

このファンドの設定注文については、金額指定の方法によるものとし、1円以上1円単位で指定するものとします。

4. 設定注文の仲介時期と適用価額

- (1)投資家からの設定代金の払い込みを当行が受け入れ、設定注文の申し込みの受付が設定注文を受けた当日の正午までに完了できた場合は、同日に投信委託会社によってこのファンドの設定が行われます(以下、このファンドの設定が行われる日を「設定日」といい

ます)。

- (2)投資家からの設定代金の払い込みを当行が受け入れ、設定注文の申し込みの受付が設定注文を受け付けた当日の正午を超えた場合は、設定注文を受け付けた当日の翌営業日に投信委託会社によってこのファンドの設定が行われます。
- (3)前記(1)にかかわらず、設定注文の申し込みがあった日の前日の投資信託約款所定の価額が、このファンドの当初設定時の1口の元本価額(1口=1円)を下回っていた場合は、設定注文の申し込みを受け付けません。
- (4)前記(2)にかかわらず、設定注文を受け付けた日の翌営業日の前日の投資信託約款所定の価額が、このファンドの当初設定時の1口の元本価額(1口=1円)を下回った場合は、原則として設定注文を受け付けた翌営業日以降最初に投資信託約款所定の価額(この場合の投資信託約款所定の価額は、営業日の前日の投資信託約款所定の価額とします。)が1口=1円に復した日の翌日に、投信委託会社によってこのファンドの設定が行われます。ただし、当行の判断により、当行所定の方法により、受け付けた設定注文の申し込みを取り消し、受け入れた設定代金を返還することができるものとします。この場合、返還金に金利は付しません。
- (5)前記(1)、(2)および(4)における設定代金の計算については、設定日の前日の投資信託約款所定の価額を適用します。
- (6)このファンドの設定注文の当行による仲介にかかる手数料等は、不要とします。
- (7)同一日に既に解約注文の申し込みが行われている場合、新たな設定の注文をお受けしない場合があります。

5. 保護預り

この契約にもとづき投資家が取得した受益証券は、総合取引規定の定めにしたがい、他の投資家のこのファンドの受益証券と混蔵のうえ大券をもって、当行または当行の再寄託先において保護預りします。

6. 果実の再投資

- (1)このファンドの収益分配金等の果実については、前月の最終営業日(その翌日以降に設定が行われたものの果実等については、当該設定日)から当月の最終営業日の前日までのものを、当行が投資家に代わって当月の最終営業日に受領のうえ、その全額より税金等を差し引いた金額をもってただちに設定注文の仲介を行い、同日に投信委託会社によってこのファンドの設定が行われます。なお、設定注文の当行による仲介にかかる手数料等は、不要とします。

(2)前記(1)にかかわらず、当月の最終営業日の前日の投資信託約款所定の価額がこのファンドの当初設定時の1口の元本価額(1口=1円)を下回った場合は、最終営業日以降最初に投資信託約款所定の価額(この場合の投資信託約款所定の価額は、営業日の前日の投資信託約款所定の価額とします。)が1口=1円に復した日の翌日に、投信委託会社によってこのファンドの設定が行われます。

- (3)前記(1)および(2)における設定代金の計算については、設定日の前日の投資信託約款所定の価額を適用します。

7. 解約単位

このファンドの解約注文については、すべて金額指定の方法によるものとし、1円以上1円単位で指定するものとします。

8. 解約注文の仲介時期と適用価額等

- (1)当行は、投資家から解約注文の申し込みがあったときは、総合取引規定の定めるところにしたがいこのファンドの解約注文の仲介を行います(以下、投資家が解約注文を行う日を「解約注文日」といいます)。
- (2)当行は、投資家に代わって投信委託会社より受領した解約代金(解約のための投資信託約款所定の価額に解約口数を乗じた金額)より当該解約にかかる所定の手数料および諸費用等を差し引いた金額を、解約注文日の翌営業日以降に、投資家の指定預金口座に自動的に入金します。
- (3)前記(2)の解約代金の計算については、解約注文日の翌営業日の前日の投資信託約款所定の価額を適用します。なお、当該解約代金に充当されるこのファンドの設定代金の設定日が、解約注文日の翌営業日から遡って30日以内の場合には、当行が投信委託会社に代わって、このファンド1万口あたり10円の信託財産留保額を当該解約代金から差し引きます。
- (4)前記(1)、(2)および(3)の解約にかかるこのファンドについての、設定日(前月以前に設定された部分については前月の最終営業日)から解約注文日の翌営業日の前日までの収益分配金等の果実は、当行が投資家に代わって投信委託会社より受領し、税金等を差し引き解約代金から所定の手数料および諸費用等を差し引いた残金とともに、投資家の指定預金口座に自動的に入金します。
- (5)同一日に既に設定注文の申し込みまたは解約注文の申し込みが行われている場合、新たな解約の注文をお受けしない場合があります。

9. 受益証券の返還

投資家は、このファンドの受益証券の返還を請求するときは、このファンドについて解約の注文を行うもの

とします。当行は、前記7および8にしたがって当該解約注文を仲介し、投信委託会社より投資家に代わって受領した解約代金から所定の手数料、税金および諸費用等を差し引いた残額を、投資家の指定預金口座に自動的に入金します。これにより、受益証券の返還に代えるものとします。

10. 一日あたり注文回数の上限

投資家から同一日に受け付ける設定、解約および返還の合計回数について上限を設ける場合があります。

11. この契約の解約

(1)この契約は、次のいずれかに該当したときは、解約されるものとします。

- A 投資家からこの契約の解約の申出があったとき。
- B 総合取引規定にもとづく総合取引契約が解約されたとき。
- C 当行が、このファンドにかかる累積投資業務を営むことができなくなったとき。
- D このファンドが償還されたとき。

(2)前記(1)Aの場合は、このファンドのすべての受益権について解約注文を行うものとします。前記(1)BおよびCの場合は、投資家から同様の解約注文があったものとして取り扱います。

(3)前記(2)の手続きののち、当行は遅滞なく解約注文の仲介を行います。

12. 規定の変更

この規定は、法令の変更または監督官庁の指示、その他その必要を生じたときに変更されることがあります。

以上

(2008年5月)

S-MMF(スーパー・マネー・マネージメント・ファンド)累積投資規定

1. 趣旨

(1)この規定は、当行を通じて取引する、三菱UFJ国際投信株式会社の設定するS-MMF(スーパー・マネー・マネージメント・ファンド)について、その受益者と当行との間の累積投資に関する取り決めです。

以下、三菱UFJ国際投信株式会社のことを「投信委託会社」、S-MMF(スーパー・マネー・マネージメント・ファンド)のことを「このファンド」、このファンドの受益者のことを「投資家」といいます。

(2)この規定に別段の定めがないときには、S-MMF(スーパー・マネー・マネージメント・ファンド)約款(以下「投資信託約款」といいます。)[「投資信託総合取引規定」(以下「総合取引規定」といいます。)]およ

び「投資信託受益権振替決済口座管理規定」等にしたがって取り扱います。

2. 累積投資の申込方法

この累積投資を開始するときは、当行所定の手続きにしたがって投資信託総合取引申込書を当行に提出したのち、このファンドの第1回払込金の払い込みが行われたときにこのファンドに関する累積投資契約の申し込みが行われたものとします。

3. 設定単位

このファンドの設定注文については、金額指定の方法によるものとし、1円以上1円単位で指定するものとします。

4. 設定注文の仲介時期と適用価額

(1)投資家からの設定代金の払い込みを当行が受け入れ、設定注文の申し込みの受付が設定注文を受けた当日の正午までに完了できた場合は、同日に投信委託会社によってこのファンドの設定が行われます(以下、このファンドの設定が行われる日を「設定日」といいます)。

(2)投資家からの設定代金の払い込みを当行が受け入れ、設定注文の申し込みの受付が設定注文を受け付けた当日の正午を超えた場合は、設定注文を受け付けた当日の翌営業日に投信委託会社によってこのファンドの設定が行われます。

(3)前記(1)にかかわらず、設定注文の申し込みがあった日の前日の投資信託約款所定の価額が、このファンドの当初設定時の1口の元本価額(1口=1円)を下回っていた場合は、当行は設定注文の申し込みを受け付けません。

(4)前記(2)にかかわらず、設定注文を受け付けた日の翌営業日の前日の投資信託約款所定の価額が、このファンドの当初設定時の1口の元本価額(1口=1円)を下回った場合は、原則として設定注文を受け付けた翌営業日以降最初に投資信託約款所定の価額(この場合の投資信託約款所定の価額は、営業日の前日の投資信託約款所定の価額とします。)が1口=1円に復した日の翌日に、投信委託会社によってこのファンドの設定が行われます。ただし、当行の判断により、当行所定の方法により、受け付けた設定注文の申し込みを取消し、受け入れた設定代金を返還することができるものとします。この場合、返還金に金利は付しません。

(5)前記(1)、(2)および(4)における設定代金の計算については、設定日の前日の投資信託約款所定の価額を適用します。

(6)このファンドの設定注文の当行による仲介にかかる手数料等は、不要とします。

(7)同一日に既に解約注文の申し込みが行われている場合、新たな設定の注文をお受けしない場合があります。

5. 保護預り

この契約にもとづき投資家が取得した受益証券は、総合取引規定の定めにしたがい、他の投資家のこのファンドの受益証券と混蔵のうえ大券をもって、当行または当行の再寄託先において保護預りします。

6. 果実の再投資

(1)このファンドの収益分配金等の果実については、前月の最終営業日（その翌日以降に設定が行われたものの果実等については、当該設定日）から当月の最終営業日の前日までのものを、当行が投資家に代わって当月の最終営業日に受領のうえ、その全額より税金等を差し引いた金額をもってただちに設定注文の仲介を行い、同日に投信委託会社によってこのファンドの設定が行われます。なお、設定注文の当行による仲介にかかる手数料等は、不要とします。

(2)前記(1)にかかわらず、当月の最終営業日の前日の投資信託約款所定の価額がこのファンドの当初設定時の1口の元本価額（1口＝1円）を下回った場合は、最終営業日以降最初に投資信託約款所定の価額（この場合の投資信託約款所定の価額は、営業日の前日の投資信託約款所定の価額とします。）が1口＝1円に復した日の翌日に、投信委託会社によってこのファンドの設定が行われます。

(3)前記(1)および(2)における設定代金の計算については、設定日の前日の投資信託約款所定の価額を適用します。

7. 解約単位

このファンドの解約注文については、すべて金額指定、全部指定の方法によるものとし、1円以上1円単位で指定するものとします。

8. 解約注文の仲介時期と適用価額等

(1)当行は、投資家から解約注文の申し込みがあったときは、総合取引規定の定めるところにしたがいこのファンドの解約注文の仲介を行います。（以下、投資家が解約注文を行う日を「解約注文日」といいます。）

(2)当行は、投資家に代わって投信委託会社より受領した解約代金（解約のための投資信託約款所定の価額に解約口数を乗じた金額）より当該解約にかかる所定の手数料および諸費用等を差し引いた金額を、解約注文日の翌営業日以降に、投資家の指定預金口座に自動的に入金します。

(3)前記(2)の解約代金の計算については、解約注文日の翌営業日の前日の投資信託約款所定の価額を適用します。

(4)前記(1)、(2)および(3)の解約にかかるこのファンドにつ

いての、設定日（前月以前に設定された部分については前月の最終営業日）から解約注文日の翌営業日の前日までの収益分配金等の果実は、当行が投資家に代わって投信委託会社より受領し、税金等を差し引き解約代金から所定の手数料および諸費用等を差し引いた残金とともに、投資家の指定預金口座に自動的に入金します。

(5)同一日に既に設定注文の申し込み、解約注文の申し込みが行われている場合、新たな解約の注文をお受けしない場合があります。

9. 受益証券の返還

投資家は、このファンドの受益証券の返還を請求するときは、このファンドについて解約の注文を行うものとし、当行は、前記7および8にしたがって当該解約注文を仲介し、投信委託会社より投資家に代わって受領した解約代金から所定の手数料、税金および諸費用等を差し引いた残額を投資家の指定預金口座に自動的に入金します。これにより、受益証券の返還に代えるものとします。

10. 一日あたり注文回数の上限

投資家から同一日に受け付ける設定、解約および返還の合計回数について上限を設ける場合があります。

11. この契約の解約

(1)この契約は、次のいずれかに該当したときは、解約されるものとします。

- A 投資家からこの契約の解約の申出があったとき。
- B 総合取引規定にもとづく総合取引契約が解約されたとき。
- C 当行が、このファンドにかかる累積投資業務を営むことができなくなったとき。
- D このファンドが償還されたとき。

(2)前記(1)Aの場合は、このファンドのすべての受益権について解約注文を行うものとし、前記(1)BおよびCの場合は、投資家から同様の解約注文があったものとして取り扱います。

(3)前記(2)の手続きののち、当行は遅滞なく解約注文の仲介を行います。

12. 規定の変更

この規定は、法令の変更または監督官庁の指示、その他その必要を生じたときに変更されることがあります。

以上
(2016年1月)

国際のMMF(マネー・マネージメント・ファンド) 累積投資規定

1. 規定の趣旨

- (1)この規定は、当行を通じて取引する、三菱UFJ国際投信株式会社の設定する国際のMMFについて、その投資家と当行との間の累積投資に関する取り決めです。以下、三菱UFJ国際投信株式会社のことを「投信委託会社」、国際のMMF(マネー・マネージメント・ファンド)のことを「このファンド」といいます。
- (2)この規定に別段の定めがないときには、国際のMMF約款(以下「投資信託約款」といいます。)、[投資信託総合取引規定](以下、「総合取引規定」といいます。)および「投資信託受益権振替決済口座管理規定」等にしたがって取り扱います。

2. 累積投資の申込方法

この累積投資を開始するときは、当行所定の手続きにしたがって投資信託総合取引申込書を当行に提出したのち、このファンドの第1回払込金の払い込みが行われたときにこのファンドに関する累積投資契約の申し込みが行われたものとします。

3. 設定単位

このファンドの設定注文については、金額指定の方法によるものとし、1円以上1円単位で指定するものとします。

4. 設定注文の仲介時期と適用価額

- (1)投資家からの設定代金の払い込みを当行が受け入れ、設定注文の申し込みの受付が設定注文を受けた当日の正午までに完了できた場合は、同日に投信委託会社によってこのファンドの設定が行われます(以下、このファンドの設定が行われる日を「設定日」といいます)。
- (2)投資家からの設定代金の払い込みを当行が受け入れ、設定注文の申し込みの受付が設定注文を受け付けた当日の正午を超えた場合は、設定注文を受け付けた当日の翌営業日に投信委託会社によってこのファンドの設定が行われます。
- (3)前記(1)にかかわらず、設定注文の申し込みがあった日の前日の投資信託約款所定の価額が、このファンドの当初設定時の1口の元本価額(1口=1円)を下回っていた場合は、設定注文の申し込みを受け付けません。
- (4)前記(2)にかかわらず、設定注文を受け付けた日の翌営業日の前日の投資信託約款所定の価額が、このファンドの当初設定時の1口の元本価額(1口=1円)を下回った場合は、原則として設定注文を受け付けた翌営業日以降最初に投資信託約款所定の価額(この場合の投資信託約款所定の価額は、営業日の前日

の投資信託約款所定の価額とします。)が1口=1円に復した日の翌日に、投信委託会社によってこのファンドの設定が行われます。ただし、当行の判断により、当行所定の方法により、受け付けた設定注文の申し込みを取消し、受け入れた設定代金を返還することができるものとします。この場合、返還金に金利は付しません。

- (5)前記(1)、(2)および(4)における設定代金の計算については、設定日の前日の投資信託約款所定の価額を適用します。
- (6)このファンドの設定注文の当行による仲介にかかる手数料等は、不要とします。
- (7)同一日に既に解約注文の申し込みが行われている場合、新たな設定の注文をお受けしない場合があります。

5. 保護預り

この契約にもとづき投資家が取得した受益証券は、総合取引規定の定めにしたがい、他の投資家のこのファンドの受益証券と混蔵のうえ大券をもって、当行または当行の再委託先において保護預りします。

6. 果実の再投資

- (1)このファンドの収益分配金等の果実については、前月の最終営業日(その翌日以降に設定が行われたものの果実等については、当該設定日)から当月の最終営業日の前日までのもので、当行が投資家に代わって当月の最終営業日に受領のうえ、その金額より税金等を差し引いた金額をもってただちに設定注文の仲介を行い、同日に投信委託会社によってこのファンドの設定が行われます。なお、設定注文の当行による仲介にかかる手数料等は、不要とします。
- (2)前記(1)にかかわらず、当月の最終営業日の前日の投資信託約款所定の価額がこのファンドの当初設定時の1口の元本価額(1口=1円)を下回った場合は、最終営業日以降最初に投資信託約款所定の価額(この場合の投資信託約款所定の価額は、営業日の前日の投資信託約款所定の価額とします。)が1口=1円に復した日の翌日に、投信委託会社によってこのファンドの設定が行われます。
- (3)前記(1)および(2)における設定代金の計算については、設定日の前日の投資信託約款所定の価額を適用します。

7. 解約単位

このファンドの解約注文については、すべて金額指定の方法によるものとし、1円以上1円単位で指定するものとします。

8. 解約注文の仲介時期と適用価額等

- (1)当行は、投資家から解約注文の申し込みがあったとき

は、総合取引規定の定めるところにしたがいこのファンドの解約注文の仲介を行います（以下、投資家が解約注文を行う日を「解約注文日」といいます）。

- (2)当行は、投資家に代わって投信委託会社より受領した解約代金（解約のための投資信託約款所定の価額に解約口数を乗じた金額）より当該解約にかかる所定の手数料および諸費用等を差し引いた金額を、解約注文日の翌営業日以降に、投資家の指定預金口座に自動的に入金します。
- (3)前記(2)の解約代金の計算については、解約注文日の翌営業日の前日の投資信託約款所定の価額を適用します。なお、当該解約代金に充当されるこのファンドの設定代金の設定日が、解約注文日の翌営業日から遡って30日以内の場合には、当行が投信委託会社に代わって、このファンド1万口あたり10円の信託財産留保額を当該解約代金から差し引きます。
- (4)前記(1)、(2)および(3)の解約にかかるこのファンドについての、設定日（前月以前に設定された部分については前月の最終営業日）から解約注文日の翌営業日の前日までの収益分配金等の果実は、当行が投資家に代わって投信委託会社より受領し、税金等を差し引き解約代金から所定の手数料および諸費用等を差し引いた残金とともに、投資家の指定預金口座に自動的に入金します。
- (5)同一日に既に設定注文の申し込みまたは解約注文の申し込みが行われている場合、新たな解約の注文をお受けしない場合があります。

9. 受益証券の返還

投資家は、このファンドの受益証券の返還を請求するときは、このファンドについて解約の注文を行うものとします。当行は、前記7および8にしたがって当該解約注文を仲介し、投信委託会社より投資家に代わって受領した解約代金から所定の手数料、税金および諸費用等を差し引いた残額を、投資家の指定預金口座に自動的に入金します。これにより、受益証券の返還に代えるものとします。

10. 一日あたり注文回数の上限

投資家から同一日に受け付ける設定、解約および返還の合計回数について上限を設ける場合があります。

11. この契約の解約

- (1)この契約は、次のいずれかに該当したときは、解約されるものとします。
 - A 投資家からこの契約の解約の申出があったとき。
 - B 総合取引規定にもとづく総合取引契約が解約されたとき。

C 当行が、このファンドにかかる累積投資業務を営むことができなくなったとき。

D このファンドが償還されたとき。

- (2)前記(1)Aの場合は、このファンドのすべての受益権について解約注文を行うものとします。前記(1)BおよびCの場合は、投資家から同様の解約注文があったものとして取り扱います。
- (3)前記(2)の手続きののち、当行は遅滞なく解約注文の仲介を行います。

12. 規定の変更

この規定は、法令の変更または監督官庁の指示、その他その必要を生じたときに変更されることがあります。

以上
(2016年1月)